

昭和三十二年四月八日 参議院会議録第一四四号

かることがますもつて急務であり、そのため、中小企業の組織に関する基本法として本法律を制定する必要があることとの結論に到達した次第であります。

本法律案の概要について申し上げますと、第一に、現行の調整組合制度を廢止して、新たに調整事業と共同経済事業をあわせ行うことのできる組合として、商工組合の制度を設けることになります。共同経済事業をあわせ行ることは、組合員たる中小企業者の団結の強化並びに經營の安定と合理化のために、きわめて適切な事柄であり、また從来の中小企業等協同組合による協同組合と中小企業安定法による調整組合の二重設立による運営の煩を免れるためにも、最も実情に即したものと考えられます。

第二に、すべての業種について、一定の要件を備える場合には、商工組合によつて調整事業を実施することができるようにすることになります。中小企業安定法によりますと、特定の工業部門のみ調整事業を行うことができるようになつておりますが、現在、中小企業の業界は、おしなべて激しい過当競争に悩んでおりますので、工業以外の各分野におきましても、業界の秩序維持のための調整事業を実施することができるようになる必要があるからであります。

第三に、組合がその調整事業に関して組合外の者と交渉を行うときは、その相手方は、誠意をもつてこれに応じなければならぬこととし、特に必要がある場合には、その交渉が円満に妥結するよう、政府において特に設ける調停審議会の意見を聞き、適切な勧告ができるようになります。

す。業界の安定のために行う組合の調整事業につきましては、組合の外にいる者にも、できるだけこれに協力してもらい、調整事業が一そく効果的に運営される必要がありますので、組合がこの趣旨によりまして、取引関係または競争関係にある組合員外のものと交渉をする場合には、その話し合が円滑に行われるよう、政府としても善処する必要があるからであります。

第四に、組合の調整事業が、員外者の事業活動のため効果をあげることができず、ために業界の安定に重大な悪影響があり、国民経済上もこれを放置することができない事態に立ち至りましたときは、政府は、その業界におけるすべての中小企業者を組合に加入せしめ、または組合員たる資格を有するすべての者の事業活動を規制する命令を出すことができるようになります。いわゆる員外者の行為を規制する必要がある場合、まず、中小企業業界が完全に団結すれば不況事態の克服が可能と思われるときは、中小企業のすべてを組合に加入させて、自主的調整に参加させるようにし、その他の場合におきましては、現行中小企業安定法におけるがごとき員外者規制命令を発する必要があるからであります。

第五に、共同経済事業を通じて中小企業者の経営の合理化をはかるための組織である協同組合の制度につきましては、この制度が実施以来、相当の年月を経て、最近ますますその基礎を固め、制度運営の効果もはなはだ大なるものがあるのであります。中小企業者の組織化による経済的地位の向上のためには、きわめて適切な制度でありますので、本法においては、この制度

をそのまま取り入れ、協同組合の組織運営等につきましては、従来の中企業等協同組合法の定めるところによることとした次第であります。もちろん、過去の実施の経験にかんがみ、所要の改善はなるべく近い機会に行う所存であります。

今日、中小企業の悩みは、過度の競争、原料高の製品安、金融難、税金高等、施設の不備、技術の後進性、外資導入の圧迫等々、数え切れないほどあります。要約すれば、政府の大企業超重点の施策、中小企業へのしわ寄せがその大きな原因であることは、もは

なり、ついには零細業者が強権によつて整理される結果に陥りますことは明らかに予見されるところであります。消費者の利益が守られないことを誓を待ちません。そこでわが党は、ここに提出しました法案のほか、中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業

来る事業協同組合、信用協同組合、企
業組合、調整組合はそのままとし、ほ
かに新たに零細經營者のための労働事
業協同組合、また火災共済協同組合、
事業調整協同組合の三つの組合を加え
ることとしたしました。このうち調整組合
行為を行う組織については、現行中止

は、少數の営利会社に独占されたり、その保険料率は、各社の協定により、はなはだしく高いため、損保费率はわずかに二〇%内外といふ低さであり、一般中小企業者は容易に加入得ない実情におかれているのであります。よつて中小企業者の火災保険共

おほくましで及ぼす

Digitized by srujanika@gmail.com

小企業が大企業よりはるかに上回つておるのであります。しかるに、その営業利益は、前年に比べ、大企業は五六、七八と飛躍的に増加しているにかかわらず、中小企業はわずかに三、二%にすぎず、神武景気と言われる状況のもとににおいてすら、前年の利益率よりも下回るといふじめざとなつてゐるのであります。さらに、売上高に占める構成比を見ますると、大企業は、原料費が非常に減つて、人件費は若干増加しております。中小企業は、原料費が相當にふえ、人件費は逆に下つております。中小企業が生産を増加しながら、原料高の製品安となり、収益が減つて、奴隸的低賃金にしづきせされ、いかに大企業に搾取されていながら、これが如実に示されているのであります。(拍手)このよくな実態の中で、ただ一片の組織法を制定するだけで、法的強制を伴う中小企業の組織化をするならば、これは逆に独占資本による系列化の目的に利用され、あるいは組合の内部におけるボス支配を許すことと

あることを御了承いただきたいと存ずる次第であります。

以下これらの法案について御説明を申し上げます。

第一は、中小企業組織法案について、その大要を御説明申し上げます。

本法案は、現行の中小企業等協同組合法及び中小企業安定法を発展的に統合吸收し、さらに新規の協同組織を加え、それぞれ特異の機能を付与することといたしました。本法案の目的は、中小企業者がその経営的地位を高め、あるいは安定をはかり、もつて国民経済の健全な発展に資するに必要な協同化の組織を促進強化せんとするにあります。そのためには、特に國の義務として、中小企業の税制、金融はもとより、経営、技術等々に各般の振興助成策を積極的に行わねばならぬ旨を規定いたしております。本法案では、中小企業とは、常時使用する従業員の数が、工業では三百人以下、商業またはサービス業では三十人以下で、かつ資本の総額が一千万円以下のものと定義したのであります。組合の種類は、從

企業等協同組合法の規定に準ずることといたしておりますが、このうち事業協同組合については、特に団体交渉権を付与することと並びに団体協約権を付与することといたしました。勤労事業協同組合は、特に零細事業者を対象とするものであります。従来の中小企業政策の盲点として、その政策の死角に取り残されていました。零細業者を特に育成するための新しい協同組織であります。生活のために必ずから働く階層でありますから、資本性事業ではなくて、勤労性事業と言ふべく、企業と言ふよりは生業として区別されるべきものと考えるのであります。従業員十人以下、商業またはサークル、農業にあつては、従業員一人以下の事業者をもつて組織し、社会政策を加味した立場から金融上、税制上特別の措置を講ずることといたしております。わが党の特に苦心を払つておるところのものであります。

資金は組合員の協同資産として蓄積されるわけであります。これが普及により、中小企業者が不時の災害に対し、必ずから保険態勢を確立し得ることもなるらかと存ずるのであります。

事業調整協同組合は、経済事業と整事業とをあわせ行う協同組織で、これが本法案の中心となるべきものであります。従来の中小企業安定法に基づく調整組合は、過度の競争、もしくは一定に対する事後的な救済対策としての格協定、数量制度などの調整事業を行うことを建前としているのであります。が、本組織は、そのような事態に陥る前に、予防的に常時適正なる調整を行い、不公正かつ過度の競争を終息しめ、企業の適正利潤を確保せしめることとするものであります。しかしながら、この調整機能のもたらす影響の重要性にかんがみ、本組合の設立に当ては、特に消費者並びに関係業者の得益を考慮することといたしております。対象業種は、その生産実績が中企業に圧倒的に多い業種、国民经济、

上小ま利つ重がんせをるす行恤不くあこ調 と・よさ

Digitized by srujanika@gmail.com

るかが如実に示されているのであります。(拍手)このよくな実態の中で、たゞ一片の組織法を制定するだけで、法的強制を伴う中小企業の組織化をするならば、これは逆に独占資本による系列化の目的に利用され、あるいは組合の内部におけるボス支配を許すことと

り、経営、技術等々に各般の振興助成策を積極的に行わねばならぬ旨を規定いたしております。本法案では、中小企業とは、常時使用する従業員の数が、工業では三百人以下、商業またはサービス業では三十人以下で、かつ資本の総額が一千万円以下のものと定義したのであります。組合の種類は、從

味した立場から金融上、税制上特別の措置を講ずることといたしてあります。わが党の特に苦心を払つておるところのものであります。

とするものであります。しかしながら、この調整機能のもたらす影響の重要性にかんがみ、本組合の設立に当ては、特に消費者並びに関係業者の得益を考慮することいたしておりなす。対象業種は、その生産実績が中企業に圧倒的に多い業種、国民经济

上小ま利つ重かノ

かかるわらず、中小企業はわずかに三、二名にすぎず、神武景気と言われる状況のもとにおいてすら、前年の利益率よりも下回るといふじめさとなつてゐるのであります。さらに、売上高に占める構成比を見ますると、大企業は、原料費が非常に減って、人件費は若干増加しております。中小企業は、原料費が相當にふえ、人件費は逆に

第一は、中小企業組織法案について、その大要を御説明申上げます。本法案は、現行の中小企業等協同組合法及び中小企業安定法を発展的に統合吸收し、さらに新規の協同組織を加え、それぞれ特異の機能を付与することといたしました。本法案の目的は、中小企業者がその経済的地位を高め、あるいは安定をはかり、もつて国民経

たしました。勤労事業協同組合は、特に零細事業者を対象とするものであります。従来の中小企業政策の盲点として、その政策の死角に取り残されていた零細業者を特に育成するための新しい協同組織であります。生活のためにみずから働く階層でありますから、資本性事業ではなくて、勤労性事業と言ふべき、企業と言ひよりは生業として

もならうかと存するのであります。
事業調整協同組合は、経済事業と
整事業とをあわせ行う協同組織で、
これが本法案の中心となるべきもので
ります。従来の中小企業安定法に基
調整組合は、過度の競争、もしくは一
況に対する事後の救済対策としての立
格協定、数量制度などの調整事業をな
うことを建前としているのであります。

す行拗不くあこ調

るかが如実に示されているのであります。〔拍手〕このよくな実態の中で、たゞ一片の組織法を制定するだけで、法的強制を伴う中小企業の組織化をするならば、これは逆に独占資本による系列化の目的に利用され、あるいは組合の内部におけるボス支配を許すことと

り、経営、技術等々に各般の振興助成策を積極的に行わねばならぬ旨を規定いたしております。本法案では、中小企業とは、常時使用する従業員の数が、工業では三百人以下、商業またはサービス業では三十人以下で、かつ資本の総額が一千万円以下のものと定義したのであります。組合の種類は、從

味した立場から金融上、税制上特別の措置を講ずることといたしてあります。わが党の特に苦心を払つておるところのものであります。

とするものであります。しかしながら、この調整機能のもたらす影響の重要性にかんがみ、本組合の設立に当ては、特に消費者並びに関係業者の得益を考慮することいたしておりなす。対象業種は、その生産実績が中企業に圧倒的に多い業種、国民经济

上小ま利つ重かノ

昭和三十二年四月八日 参議院会議

交渉が不調に終った場合には、先ほど申し述べました調整委員会に申請され、その公正な裁定に従わしめることいたしております。もとより組合活動の公共性と消費者の利益は、この団結権によつていささかも損傷されることはあってはならないのであります。

対策であります。本法案には、その対象を従業員三百人以下の工業及び三百人以下の商業といたしております。今、統計をもつてこれを見ますに、全国の工業事業所の数は四十三万四百四十あります。従業員三百人以下の、いわゆる中小工業の数は四十二万八千七百八十四であります。まさに全国総数の九九・六%という数字を示しております。その従業員そのものの数を比較いたしますれば、全国総数五百

決して救われるものではありません。すなはち狭い四つの島に閉じ込められた日本において、その人口は、年々百余を増して行くのであります。従来、潜在失業者の最後のたよりの地であった農村は、農地改革のために弱小単位に分断されてしまって、もはややるるに余地ありません。大企業はますます合理化、オートメーション化を行って、次々と失業群を放出いたしております。こうして、これらは土を出

る日本産業の発展のためには、企業の系列化が必要であり、親工場は子工場に対し、技術指導や資金援助を行い、織の団結のもとに、優秀なる製品が廉価に生産され、国際競争にも勝ち、他面、中小企業者の経営の安定が確保し得られるのである。それに対し、今回、団体法の制定によって横の団結ができて、強制加入や団体交渉権が許されて、対立競争の激化を来たすように目なつては、日本産業の進歩はどうして

に、本法案は、中小企業者の自主的な協同組織の促進を通じて、中小企業の経済的地位を確立し、あわせて一般消費者の利益をも含めた国民経済の健全な発展を期待している次第であります。

最後に、中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案について申し上げます。

本法案は、中小企業組織法の施行に伴つて不要となります関係法律を整理しようとするものであります。

以上が、わが党案提出の理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(松野謙平君) 太だいまの趣旨説明に対し質疑の通告がござります。順次発言を許します。小幡治和君。

【小幡治和君登壇、拍手】

○小幡治和君 登壇、拍手

今日の日本の政治において最も取り残されている問題は、この中小商工業大臣並びに通産大臣及び大蔵大臣に対し、若干の御質問をいたしたいと存じます。

占める中小商工業者、今生きるために非常な苦しみをいたしており、反面、大企業はますます資本主義的發展を遂げ、その所領する労働者は、これまで全国組織の力をもって、いわゆる労働貴族の待遇を受け、膨大な中小企業労務者との賃金格差をますます広げつつありますのが、今日の実相であります。

わが自由民主党は、この救われざる中小企業者並びにその従業員諸君のために、今日の中小企業の日本経済の中において占むる性格を把握して、階級闘争ではなく、企業全体として拡大繁栄せしむる方策をとり来たり、今日、神武以来の好景気は、自民党的政策と相待つて、この谷間の光暗き中小企業界にも、ほの明るき希望を持たしむるに至つておりますことは、御同慶の至りにたえません。しかしながら、日々その数を激増せしめつある日本の中小商工業者が、片方は大企業の資本力と競いつつ、片方に痛ましき共食いと共倒れになりつつある現況は、この根本的な解決をいたさざる限り、

されたる大衆が最後に生死を賭してその生活の本領を求むるところこそ、この中小商業並びに工業の分野であります。そぞうとするならば、日本の人口政策の上から、このふえつある人口をいかなる産業分野において働かせ、生活せしめて行くか。ある部分は失業群として社会保障によつて生活せしめて行くのか、完全雇用を文字通り断行して、それぞれのところにおいて繁榮せしめて行くためには、大企業部門の経済五カ年計画のこと、中小企業並びに商業部門にも、それぞれの五カ年計画あつてしかるべきではないのか。これらのこととは、もはや單なる中小企業対策というよりも、日本の政治とし、産業経済政策の大方針として、真剣に考えなければならない問題であります。岸綸理は、この点に關心があるるか構想を持つておらるるか、まずお聞きしたいのであります。

まず第一は、大企業者との関係についてであります。すなわち大企業者の団体の御意見として、こう言われております。現今世界市場競争の中にかけ

い期し得られないといふのであります。しかし反面、中小企業者の身になつてみれば、これでは全く奴隸工場でありまして、細々と生活して行くには確かに安全でありますけれども、弱肉強食は遺憾なく行われるし、こうなつたのも、団結の力を持たず、単独では経済界の荒波に抗して行けない結果、やむを得ずなつたとも見られるのであります。かかる人たちも、今回の横の団結である団体法の成立を中心より望んでおるのであります。しかし、現実の産業界の実情は、この縦も横も必要なこととあります。ただ、この縦の系列化の傾向と、今回御立案の横の団結、すなわち生産割当に基く原料の購入数量の制限とか、購入価格の制限あるいは購入先の指定のこととき、調整事業を行わんとする場合とを、いかに調整して行くかといふことが問題であります。この点に關し、通産大臣は、この法律の運営においていかに処理されるか、お伺いいたしたいと存じます。

Digitized by srujanika@gmail.com

当部分の経営が著しく不安定」とか、抽象的な言葉が羅列され、一体何を基準に認可するのか不明確であります。また、団体交渉の相手方にも、「誠意をもって措置せよ」というにとどまり、一体、所期の目的が達せられるのかどうか、通産大臣にお聞きいたしたいと存じます。

第三に、社会党の案を拝見いたしました。

すると、団体協約に重点を置いてお

り、団体交渉の相手方に對しては交渉

に応する義務を負わせております。し

かも、交渉がまとまらないときには、

仲裁裁定を申請することを許しており、

さらに、仲裁裁定には絶対従わなければ

ならないとして、縛つてしまふ規定

を設けておるのであります。しかも、

交渉の当事者は、政府案には、組合の

代表者とのみありますけれども、社

会党案におきましては、「または組合

の委任を受けた者」というものを加え、

いわゆる専従者制度を認めようとして

おります。専従者はともすれば、業者

の眞の意欲と離れて職業的交渉室にな

らないのであります。なお、さらに

社会党案は、この団体法に基く組合と

労働組合との団体交渉をさせるような

規定を入れております。大企業に対する

戦いに苦しみ抜いている現在の中小

商工業者が、さらに労働組合より労働

攻勢を受ければ、双方よりの挙撃に

あつて、自滅の道をたどるおそれなし

としないのであります。これでは、共

いと存じます。

産党のねらう革命前の態勢に近づけしものであると断ぜざるを得ないのあります。かかる一連の、政府案とまでも、まとまらなくとも、政府は勧告するだけにとどまつております。これで、一体、所期の目的が達せられるのかどうか、通産大臣にお聞きいたしたいと存じます。

第三に、社会党の案を拝見いたしました。すると、団体協約に重点を置いており、団体交渉の相手方に對しては交渉に応する義務を負わせております。しかも、交渉がまとまらないときには、仲裁裁定を申請することを許しており、さらに、仲裁裁定には絶対従わなければならぬとして、縛つてしまふ規定を設けておるのであります。しかも、交渉の当事者は、政府案には、組合の代表者とのみありますけれども、社会党案におきましては、「または組合の委任を受けた者」というものを加え、いわゆる専従者制度を認めようとしております。専従者はともすれば、業者の眞の意欲と離れて職業的交渉室にならないのであります。なお、さらに社会党案は、この団体法に基く組合と労働組合との団体交渉をさせるような規定を入れております。大企業に対する戦いに苦しみ抜いている現在の中小商工業者が、さらに労働組合より労働攻勢を受ければ、双方よりの挙撃にあつて、自滅の道をたどるおそれなしとしないのであります。これでは、共

いと存じます。

第四の点は、今、全国の中小商工业者は、この団体法をただ一つの救世主のように思つておられます。しかしながら、この団体法は、あくまでも過度競争の弊を防止するという消極的救済策めでないよう、いかなる配慮をされんとするのか、通産大臣にお伺いいたいと存じます。

第五の問題は、この団体法の成立によつて、統制經濟への移行の不安なきであるのか、また、運営の上において、労使闘争の現実の醜い姿にならぬよう、いかなる配慮をされんとするのか、通産大臣にお伺いいたいと存じます。

第六の問題は、この団体法の成立によつて、統制經濟への移行の不安なきめでないよう、いかなる配慮をされんとするのか、通産大臣にお伺いいたいと存じます。

第七の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) 小幡君の御質問に対してもお答え申し上げます。

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法の成立によつて、統制經濟への移行の不安なきであるのか、また、運営の上において、労使闘争の現実の醜い姿にならぬよう、いかなる配慮をされんとするのか、通産大臣にお伺いいたいと存じます。

第七の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点に關し善処さる御方策を

持つておられるやいなや、この際お聞

きいたしておきたいと存じます。

第六の問題は、この団体法が消費大

臣の御懇切なる御答弁をお願いいたいと存じます。

以上をもつて私の質問を終ります。

(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業が、わが産業上をわめて重

大な、重要な地位を占めるることは御意

見の通りであります。特に商

業の部門におきまして、全國卸小売を

行なうべきであります。特に商

業の基調として考えておりますが積極

的な産業経済基盤の拡大ということ

は、この人口問題に対処する根本であ

ると思います。しかして中小企業にこ

れ、營業時間まで制限され、不利益

をしわ寄せされてしまいはせぬかとの

不安であります。やりよういかんによ

りましては、大衆の購買は、最近各地

しません。将来さらに、大蔵大臣は、

これらの点

この系列化によって現に恩恵を受けているのでありますからして、従つてこの系列化を阻害するような調整事業をやめようのは、事實上おそらくできないだらうと思います。で、もしできる場合は、組合と申しますといふと、系列化の中企業と、そうでない中小企業の利害が実際において一致する問題といふようになことになりますといふと、お互いに不況を克服するために設備の制限をもうといふような問題は、調整事業として行われるかもしれません、それ以上に行き過ぎた調整といふようなものは、業者自身がきめることでござりますから、事實上、こういふことはあり得ない。現に安定法による調整組合でも、五年間やつた結果、この系列化を阻害するといふような事実は全然出でおりませんので、この点の心配は経験に従して大丈夫じゃないかと思つております。

の場合も、人數の問題とか、あるいは、総会によってきめられたものがあらかじめ示しておくといふ点で、政令でいろいろこれをきめることになっておりますが、第三者にこの交渉を頼むといふようなことはございませんので、従つて一般が恐れているような、何か交渉専門屋がいて、これがやたらにいろいろなことを持ち出して、中小企業と大企業とのいろいろなトラブルを起しはせぬかといふより、問題は、この方法において、全くできないように配慮してあるつもりでございます。

それからこの交渉の効果でございますが、効果は、結局、中小企業と大企業がいろいろ不況に立ち至ったときには、話し合いの場を作るというのが趣旨でございますので、これについてが強制的な調整をするとかいろいろなことはやるべきじゃないんだ、おまけに自主的にこの交渉をやらせるなどだ、ただし、その話がなかなかまとまらない、まとまらないが、一般国民経済から見て、これはどうしても話し合いたいと申された方がいいといふと申しては、政府がこの委員会に諮問して、その答申によって勧告することができるので、勧告によつて、もしそういふ事態が改善されないと、いふような場合には、これはいろいろ社会の批判を受けるでございましょうし、そうしなればこそお互いに自主的な話し合いがつくといふことを期待されますので、あくまで強制的な性格にはしないのだ、勧告だけにとどめるというのが政府の考え方でございまして、いわゆる労働組合の団体交渉といふようなものは性格が

御質問のようなボス化の問題とか、あるいはそういういろいろな問題は起らぬだろと思ひます。

それからこの团体法は、むしろ積極的なものであるので、協同組合法の精神を積極的に生かすようにしたらどうかということをございます。調整事業は不況の場合の、これ以外に克服の方法がないというときの、臨時過渡的な措置として認められるものでござりますので、本質的にはやはりお互いに相互扶助の精神に基いた協同組合活動によって、中小企業が組織化され、伸びて行くといふのが本筋だと思います。これを育成助長するために、政府関係の金融機関としては、御承知のように中小企業金融公庫というようなものがござりますので、公庫の運営によって、こういう協同組合を伸ばして行くことは、組織化のやはり本筋として私どもは積極的に助成したいと考えております。

するといふ問題が起りますので、価格の制限などをやられる場合は、それ以前のあらゆる自分自身でやれる調整が全部行われる、その行われた調整とあわせて、価格、料金の調整をやるといふ場合にしか認められませんが、それじやその場合にどうするかと申しますと、認可基準で、もし消費者とか、関連産業者の利益を害するという問題があると見れば政府は認可しない。政府のその認定は、政府だけやると申しますと、いふと、安定委員会の意見を開いてやる。その安定委員会の中には、消費者代表も入りますし、関連産業者の代表も入る。そうして国会議員も、これは重要な問題でござりますから、国会議員にもこの委員会には入っていただく、そうしてこれらの委員会において、これはやむを得ぬからやらうといふ場合にのみ、価格制限とか料金制限はできることになつておりますし、しかも、その場といふとも公正取引委員会の同意がなければやれないとかといふふうになつておりますので、一概に心配されているような、すぐに、商工組合を作つたら価格の制限をやつて、消費者に迷惑をかけるのではないということのないよう、特別嚴重な配慮をこの团体法において行なつてあるといふふうに私どもは考えますので、この心配も一応ないのでないかと考えます。(拍手)

は当然でございます。政府におきましては数年前からいろいろな金融機關を設け、またその事業範囲を拡充いたして参つたのでござります。従来のこととく大企業を優先するよりも、昨今では中小企業金融に力を入れておりますことは、今年の予算、産業投融資からごらんいただきてもわかることと思うのであります。なお、最近におきましては、政府関係金融機関のみならず、一般市中銀行におきましても、大企業に対しまする融資よりも、小企業に対しまする方が相当割合が多くなつていいつてすることは、非常に喜ばしい現象だと思います。なおまた、租税につきましても、これまた御決定を願いました本年度の各般の税制の改正につきまして、中小企業に対しましては、軽減税率を強くいたしております。

なお、今後の問題におきまして、政府は從来、原始産業、ことに農業、漁業の方面に相当力を入れたのでございますが、今後は、その力を中小企業振興の方に持つて行きたい、こういう気持ちを持つて行きたいことをまず申し添えておきます。(拍手)

7

べまして、一般会計において千二十五億円の膨張を見ました。しかるに、本年度予算の中では、中小企業対策費は、わずかに一億六百万円の増額を見たにすぎません。一方、中小企業輸出振興費は、逆に七百万円も削減されたものであります。従いまして、中小企業振興費は、実質的には本年度予算増額分の千分の一にも満たないのであります。これでは、中小企業経営の近代化、合理化は達成できるものではありません。このような振興費で行われる政府の中小企業対策とはいがなるものか、大臣の御所見をお伺いいたしたいと存じます。

さらに、大臣にお伺いしたいことは、今日のわが国における中小企業問題をどう把握しておられるかという点であります。一貫した中小企業政策が行われないのは、突き詰めれば、日本の産業構造に対する根本的な認識の欠陥から生じてくるものと考えられるのであります。今日の中小企業問題を解決するためには、一時を糊塗するようなやり方では、何らの解決策ともなり得ず、問題の本質は深くわが国の産業構造に根ざしているのであります。すなわち、わが国における資本主義は、その過程において中小企業と農業の犠牲の上に急速な発展を遂げ、しかも、独占資本が形成された後においても、なお景気の変動に耐え得るために、中小企業は、なくてはならないクッションとなつてきましたのであります。しかもなお、独占資本は市場の独占と独占価格の強制を行い、そのため中小企業は独占資本に従属することを余儀なくされ、その下請化、系列化することによって存立を保とうとしているので

あります。このような不安定な從属的
地位に中小企業が置かれている限り、
中小企業の健全な発展をはかるこ
とは、とうてい不可能なことです。
す。中小企業相互間の過度競争も、こ
うした産業機構に由来しているもので
あつて、わが国の産業構造について何
らの対策をも持たないで、目前の中止
化を促進し、他方では零細企業の淘
汰、抹殺を強化する結果になり、よ
り深刻な中小企業問題を再生産するだ
けであります。このことについて通産省
臣の考え方をただしたいのであります。
第三に、政府は中小企業団体法案を
今国会でぜひ通過させたいのかどうか
という点であります。政府は、与党で
ある自民党内の意見の不統一によつ
て、昨年から準備しておつたにもかか
わらず、会期の押し詰った三月末にな
なつて、ようやく総務会の決定を行ひ
商工委員会で慎重に審議することを条
件にしております。国会で審議を慎重
にすることは当然ですが、与党の総務会
で、このような決議をしたのは初めて
のことであるかと思います。さと
に、衆議院では、四月二日に上程する
最初の予定を四日に変更し、内部調整
の上、ようやく五日に上程されたので
あります。大体、政府も与党も本法案
について自信がないのではないかでしょ
うか。政府が半年かかつて慎重審議す
るには、余す会期の日数では不足する
と思いますが、審議未了にするつもり

か、それとも、あらかじめ縦議審議に
なることを覚悟しての提案のように思
いますが、大臣の御所見をお伺いいた
します。

第五点は、法案の名称についてであ
ります。中小企業団体法案は、最初に
は、政府は中小企業組織法案と仮称し
ておりました。今年になってからも、
政府の提出予定法案の中には、組織法
という名称を使つていました。が、鈴川
氏の中政連が、議員提案をあえて固執
するものではないと言つたところから、
いつの間にか、今度は政府案が組織法
案から団体法案に変つきました。これ
は、中政連の意を迎えて団体法とい
う名前にされたのでありますようか。
組織法と団体法と、いずれがよいかと
言いますと、組織法の方がいいように
思います。元来、政府は中小企業の振
興のために、中小企業の合理化、組織
化が必要だと常に唱えてござりました
が、団体化という文字は全く使つたこ
とがないではありませんか。団体と言
えば、協同組合、信用組合、企業組合
等のほかに各種の団体がありまして、
団体法は、およそ何でも団体を規制す
るよう聞くと、団体等規正令をも
思い出させるのであります。むろんこ
の法案としては、組織法とか、組合法
の方が適切だと思いますが、この点、
どのように考えておられますか、お尋
ねいたします。

さらに、団体法案なる名称について
であります。団体法案なる名称を中政
連からの關係で使わなければならな
いとしたならば、何ゆえに団体交渉と
いう文字を避けて、これを組合交渉と
変えられたのか。団体交渉や団体協約

は、すでにいっぱい日本語になつております。わざわざ新しく組合交渉、組合協約にした理由がわからないのであります。ことに団体協約は、すでに中小企業等協同組合法で使っておりますし、団体法案という名前がよいと思うならば、組合交渉より団体交渉の方が当然と思いますが、この点はいかがですか。いま一つ言葉の点を言いますかと、政府案は、何ゆえに調整組合を商工組合と言われるのか、商工組合は、前に商工組合法があつて、一度使命を果したものであります。調整事業を行なう組合としては、調整組合という文字が生れて、すでに数年を経過して、ようやく慣用されるに至りました。單なる名称の問題と言われるかもしれませんのが、名称は実体を表わすにふさわしいものでなければならぬと思いますが、大臣のお考えをお聞かせ願いたいのであります。

ト・サイダーが調整事業の障害になる場合には、大臣の命令で、調整規定に従わせるところの命令を出せることになつております。しかるに団体法案では、このほかに強制加入命令まで出せるようになつてゐるが、員外者規制命令でなく、強制加入を必要とするような事情は、統制經濟の第一歩といふこと以外に、どんな場合が予想されるのか、その具体的実例はどうか。さらには、強制加入は、憲法にいうところの自由の侵害になるのではないかという意見もあります。強制加入を主張する人たちの中には、憲法第九条を無視してわが国では軍隊を持つに至つたではないか、そう言ふ者もあります。一体、政府は、この法案が憲法違反になるからぬか、その確信はどうか、確信があるとするならば、政府は憲法を尊重する意思があるかどうかを明確に御答弁を願います。

次に、政府案の大企業、中小企業労働者に対する態度についてであります。政府案は、大企業に対してまことに弱く、中小企業に対しては冷淡であり、労働者、消費者に対しては犠牲をしいるものではないでしょうか。大企業に団体交渉をする場合、政府案では「その交渉に応ずるよう誠意をもつて措置しなければならない」としていふだけで、応諾の義務も与えておりません。また、これが協約の締結に至らない場合に、単なる主務大臣の勧告が行われるだけであります。社会党案が、「正当の理由がない限り応じなければならぬ」と、応諾義務を課して、さらに協約の締結に至らない場合には、調整委員会の裁定まで申請できるとの比較しまして、あまりにも大企

業に遠慮しているように見えるが、政府の考え方をお聞かせ願いたいのであります。(拍手)

次に、中小企業者は、調整事業を行ふ場合に資金を必要とし、しかもそれは低利なることを要します。従つて、中小企業安定法には、三十二条の二に、調整資金等に対する利子の補給をなし得るよう規定しているのです。が、政府案は、これを全く削除しております。社会党案が、この条文を第二十七条に入れているのと比較して、中小企業に対し親切を欠いているように思います。また、労働者に対しては、社会党案は、調整事業を行う場合に従業員に対し、事前に予告をしなければならないという条項がありますが、政府案にはこの親切さもありません。また、団体交渉をする場合に、調整事業の組合は、組合員が使用的労働者の組合とも団体交渉をすることになつておりますが、これも政府案には見当らないのです。このように、政府案によれば、中小企業の団体は、大企業に連絡し、犠牲を労働者及び消費者にしわ寄せする傾向があると思いますが、この点いかに考えておられるか、明らかにしていただきたいのであります。

第二点は、独禁法は漸次穴をあけられて、もはや単なる亡骸にすぎなくなつてゐると言う者があります。独禁法は、さらに本法案の成立の暁に、一そく大幅な除外規定を持つことになります。独禁法がなくなれば、公取の存在も危うくなつてきます。従つて公取としては、本法案を認めることは自殺行為にひとしいので、公取の立場としては、本法案の成立しないことを折つているのではないかと思われますが、御所見をお聞かせ願いたいのです。

最後に、公取との関係は、本法案の
細則の中に數カ条設けていますが、こ
の第九十条の同意協議の項においてわ
ずかに公取の面目を維持しようとして
いるように思えます。しかし、強制加
入命令とか、員外者規制命令のことき
重要事項が、単なる公取との協議に
よつて主務大臣の権限事項になつてい
るのは、公取としては、そこぶる不満
なのではないかと思います。協議され
すれば、公取が承知しなくて、主務
大臣は命令を出せることになるだろ
う。そういうときには、公取としては、
いかに貿易者の自由なり、消費者の利
益を守ろうとされますか、明確なる御
答弁をお願いいたします。

最後に、岸総理にお尋ねいたしま
す。その第一点は、政府提出による
中小企業団体法は、政府与党である自
民党内部の、大企業を背景とする一部
議員からの猛烈な反対があり、総務会
において慎重に協議されたにもかかわ
らず、内部の不統一のまま、国会提出
がなかなか困難であったのであります
。最後に、總務会では、商工常任委員
会で慎重審議することを条件に、四月

五日ようやく衆議院に提出された、これは総理も御承知のことと思います。そこで、総務会決定の委員会での慎重審議とは、この場合、一体何を指しているものであります。いかなる法律案においても委員会で慎重審議することは当然であります。しかるに、本法に対し特に慎重審議を条件としていることは、明らかに本法を継続審議しようとしていることを前提としているものだらうと思うであります。今日、国民世論は、岸内閣は石橋内閣の身がわり内閣であるから、三十二年度予算が成立した後において、岸内閣は、当然解散して国民に信を問うべきが民主政治の根本理念であると批判しておられます。岸総理が眞の民主政治家であるならば、この国民世論を無視することなく、内閣が解散をもつてこたえられるものと私も判断いたしたいのであります。岸総理が、総理の良識によつて内閣が解散を断行された場合には、政府の無責任から、継続審議として委員会に付託されている本法案並びに社会党提出による中小企業組織法案、中小企業の産業分野に関する法律案、商業調整法案等は当然廃案のうき目を見なければなりません。従つて社会党提出による組織法案外二法案の成立を中心から念願してやまない全国の中小企業が大きな失望を感じることは、これまた明らかなことであります。岸総理は、かかる状況のもとに、解散する御意思をお持ちになつておられるかどうか、もし解散する御意思を持つておられるとすれば、その時期の見通しについて明確なる御答弁をお願いいたしま

次に、お尋ねいたしたいことは、补会党案と政府案との相違の大きなものに、強制加入命令がないのと、あるとの違いがあります。強制加入は何となく統制色の強化を思われます。中政連の鯖川總裁は、三月五日の「中政連という新聞に次のよう言つておられます。「私が、中政連の仕事を始めて、そのスロー・ガンを決定するとき、相当知識がある私の友人に相談した。そのときに、岸君にも会つて“どうだ”と聞いてみた。すると先生は、すぐ貿易統制と中小企業の組織化を取り上げて、この法律を作るときには強制加入制度がないとだめだ、ということをすぐ言つた」。それで岸氏が總理大臣になつたから、自分は大船に乗つたつもりだと、鯖川氏は言つておられます。總理が、東条内閣の商工大臣をしておられた当時の戦時統制と鯖川氏は、すでに統制を目ざしてアの法律の通過に努力しておられるのではないかと、いう心配が各方面に出ております。特に岸總理が、東条内閣の商工大臣をしておられた当時の戦時統制をしてまことに焼きつけられている国民党をしては、統制と言えばびんとするのは、官僚とボスとの結託の危険性であります。(拍手) 中小企業の振興が官僚統制によりかえられ、官僚統制、ボス支配に逆行せんとする危険に対し、総理はいかなる所信を持っておられるか、お尋ねいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

い要望であると思います。従つて政府が団体法を出しておるその前に、社会党も組織法を出しておられるのも、全くこの中小企業が、組織を強化し、その団結を強める、これによつて業界の安定と中小企業の立ち直り、将来的繁栄を期するという考えに私はあると申します。従いまして、この問題は、由小企業問題にとりましては、最も大変な問題であり、また中小企業問題が日本本の産業問題として、きわめて重要な意義を持つております限り、この法案といふものの持つ意義はきわめて大きいと思います。従つてこの法案を十分慎重審議されまして、この国会において成立することが、中小企業者の要望であり、また日本の産業界から見まして最も必要なことであると思います。従つて私は、続審議であるとか、あるいは解散とかいうものを、この問題に関連しては何ら考えておりません。

〔拍手〕

國務大臣 水田三喜男君登壇、

○國務大臣(水田三喜男君) 第一の御質問は、政府の中小企業対策についてでございますが、御承知のように中小企業は非常に多種多様でございますので、今年、中小企業の実態調査を政府は本格的にやるという方針をきめまして、この予算を取つておりますが、実態の調査によつて具体的に今後行われることと思いますが、いずれにしてもまず第一に、多種多様であつても、金融対策が中小企業にとって一番必要であるという考え方から、今年度の予算におきましても、政府関係の中小企業金融機関の資金量を大幅に増すというような措置をとつております。

その次に、税制の問題ですが、今度の改革によりまして、ことに個人企業者の減税は、おそらく平均三割前後の減税になつておると思ひますが、中小企業の減税を中心として、私どもはい

ろいろと配慮をする、さらに中小企業の合理化、近代化を行わせるために

は、資本蓄積についての考慮をしなければなりませんので、その点の税制の改革もこの国会で行なつて、こういうよ

うなことで、金融と税制について、まず中小企業全般に対する対策をとつておりますが、いかにそういう対策をとつても、その効果があまり現われてこないといふことは、結局、不当競争をこのままにしておいたのでは、

金融、税制の対策をいかによくやつて、その効果が現われてこないといふことになりますので、組織化によつて、初めて経営の合理化とか、健全化の基礎を与えると、もう一つの仕事をしなければ、中小企業の不況は克服

できない、こういう考え方で、今回この組織化の法案を出したということになりますので、政府の考え方としましては、金融、税制、組織、この三つでござりますが、大体私どもの一貫した対策であります。で、その線に沿つて、こ

とし予算が少し少いではないかといふお話をございましたが、その線に沿つて政府がやろうとする場合に、個々の企業への補助金を、ただ少し増額するというだけでは解決しませんので、從来やつておった技術の指導とか、あるいは合理化の補助費といふようなものは、昨年よりは大幅に増額はいたしましたが、しかし全体として、むしろそ

ういうことをするよりも、中小企業の合理化の金融をつけるためには保証力を拡大することが一番いいのではないかといふこと

か、こういふふうに考えまして、信用保証の保証能力を拡大するために、ことし十億円政府が予算に計上したとい

うようなことで、これによって百何十億円の保証能力の拡大といふことがで

きますので、補助金を少しずつ上げて行くことより、むしろこういう政策の方が、中小企業には直接響くの

ではないかということで、その方に力を入れましたので、今年度の予算がそ

う思い切つてあえていないといふ事情

それがなから政府及び与党は、今国会で

それから政府は、今国会でございま

すが、この点は御了承を願いたいと存します。

それでございまして、この法案を提出し

たのではありませんといふことを御承知願いたいと思います。

それから組織法と団体法の名称の問題でございましたが、これは実際に申

しまして、私どもの方には、何らの他

は、經濟事業は行なうことができません

が、これは安定法における調整組合を指定するということをやめたというの

がおもなる理由でござります。

それから強制加入命令はどういう場合に実際やられるかといふことでございましたが、これはあらゆる調整事業を行なつても、特定の員外者が非協力であります。そのため、どうしても事態の克服ができない。しかもそれをそのまま放置しておいたら、國民経済にいろいろな影響を与えるのだといつて、この強制加入の命令が、業界の中

に議員立法でこの組織法案といふものが出されておる。与党側も、むしろそ

うなれば与党立法でやつた方がよくは避けるために、実際に実質に近い名前

が、強制加入といつて問題で政府部内が完全に一致したということはござい

ません。公取委員会からは意見が付せられております。その意見に対し、

党側の意見で、一応、団体法という名前にする方が、すでに社会党の提案も

あるので、まさかわざわざからると

いうような意見で、そしたらだけで、ほ

かに少しも問題はございませんので、

政府は関連産業者とか、一般消費者に迷惑をかけるようなことは、そ

うさせないのだ、そういうことは認められないのだという、運用において救われる問題でございまして、政府の運用がよろしきを得たら、公正取引委員会

が心配するような事態は起らぬと、私はこう考えまして、これを国会に開議決定して提出した次第でございま

すので、その点において、そういう問題があるから、委員会で、特に一つ慎

重審議をお願いしたいという意味でございまして、決してこれを継続審議に

したり、今国会で通さないつもりだと

はありますから、委員会で、特に一つ慎

いう事態に立ち至ったときは、員外規制命令というものを出すというのが安定法のときのやり方でございましたが、もし商工組合が自主的にそういうものを克服できる力を持つておる、持つておる場合であつたとするなら、これは員外命令を政府が出す、という方がむしろ強権的な措置になりますので、そういう員外者を組合の中にみんな入れて、そうしてお互いに組合の中に入つて、自主的に調整事業に参加させるという措置をとらせる方が、私どもはむしろ民主的なやり方ではないか。命令でやるよりも、一応中に入れ、調整に参加させるということの方をむしろ民主的だと、こういうことを考えて、いきなり員外命令ということがしないで、こういう加入命令といふものを考へたわけですが、よく多くの場合でないと、こういう事態は起らないのではないかと思います。今私どもが考へられる問題としましては、国内のほかの産業については、こううる事態は技術的にも実際的にも起らないのじゃないか、むしろ輸出企業に関して、この必要の出てくる場面が今後あるのじゃないかと一応予想している次第でございます。

正取引委員会といたしましては、この加入命令の問題につきましては、終始、独占禁止法の觀點から好ましくないといふに申して参つたのでござります。その考え方方は現在でも變つておりません。なお、この法律の強制加入制度の具体的な適用の面につきまして、もし行き過ぎがございまれば、やはりな憲法違反の問題は残り得るかと考えております。

それから次に、大へん大幅な適用除外規定が設けられて、独占禁止法が骨抜きになるのではないかといふ御心配でございますが、この法案の原案が作られましてから後、公正取引委員会といたしましては、あくまでも独占禁止法の觀点から、この法案に検討を加えまして、中小企業厅その他と銳意折衝を重ねました結果、幾多の点におきまして、われわれの意見に基きます修正がこの法案に加えられております。で、大体この程度でござりますれば、運用よろしきを得れば、独占禁止法が必要以上に弱まることはないというふうに考えております。

なお、強制加入命令、員外規制命令につきまして、公正取引委員会の同意を必要とせず、協議で足るといふ点がいかぬではないかといふ御質疑でございましたが、これは御承知のように、輸出入取引法あるいは中小企業安定法におきまして、すでにそぞらいう法律改正のときに、そういうふうになりました。しかしながら、その際に参議院におきましても、衆議院におきま

○議長（松野謙平君） 加藤正人君

加藤正人君登壇

○加藤正人君 ただいま上程されまして、たなばた中小企業団体法案に対しまして、以下私に許されました十分間、主として經濟的な観点から、その大綱について若干の質疑をいたしたいと思います。
もとより、中小企業の組織を強化して、現在のあまりに過当なる競争を抑制して、その經營の安定化をはかるということの必要なことは論を待たないところであります。今日までの立案の過程におきまして、漸次法案の概要が明らかになるに伴いまして、言論界はもとより、当の中小企業自体の中からも鋭い批判が高まりつつあることが物語るようになります。立案者の意図するといななどを問わず、本法案には独善的な多くの行き過ぎがあり、日本經濟全般の見地からも、また眞の中小企業対策としての見地からも、にわかに賛同しがたい重大なる問題を内包しておるのであります。本法立案の過程におきまして、でるべきだけ弊害を未然に防止するため、当初の案よりは、はるかに嚴重なる幾多の条件が付加された由であります。そのこと自体が何よりも雄弁に本法の持つ危險性を物語るものと考え

から、私は本法案のことをいふのは、あえて必要とせず、現行中小企業安定法を改正、活用すれば、それで十分所期の目的は達成し得るものと考えるものであります。

そこで、質問の第一点といいたしまして、私は岸総理大臣に伺いたいのです。ですが、本法案は、戦後における定期的な統制法規であつて、統制が統制を呼び、やがて全面化する危険性はないかといふ点であります。すなわち、これが画期的な統制法規であるゆえんは、生産数量の制限、原料購入数量の制限、あるいは料金、価格の制限等の広範なる調整措置、すなわち統制行為を、たゞに工業部門に限定せずして、広く商業、サービス業等、産業経済の全分野について認めておること、あるいは戦後のこの種の立法が、いずれも加入、脱退の自由の原則を貫いているのに反して、本法においては、とにかく強制加入制度を認めておること、さらには組合交渉、以下わかりやすく団体交渉と言いますが、この団体交渉の締結について、政府が勧告権を握つてこれに介入せんとしておるということ等に端的に現われておるのであります。

不況克服のためのある程度の調整措置の必要なことは、もとより論を待わません。すでにそのための立法が存在しておりますことはまた言うまでもないのであります。

ここで、われわれが特に注意しなければならないのは、本法案が他の同種立法と根本的にその事情を異にするところです。すなわち、日本

の産業経済に占むる中小企業の圧倒的地位から見まして、これが統制化は、

即日本經濟の統制化であると言つても、あえて過言ではない。また一口に中小企業と申しましても、その規模、業態、あるいは利害関係等、実に千差万別、これを一本にまとめるということは、なかなか容易のわざではないと想像されるのであります。が、一たんその統制化に乗り出した以上は、さらには統制の強化が必要となり、ついには國家権力を背景とする全国的な官僚統制へ、極言すれば經濟警察的なものが復活まで發展しかねないのです。もつとも、政府の説明によれば、このような調整行為の認められるのは、過当競争によつて中小企業の經營がきわめて不安定になつてゐる場合に限られるのであって、いわば臨時的、短期的のものであるといふことがあります。しかしながら、工業部門だけを対象とする現行中小企業安定法が施行されて以来、すでに四十七業種について調整組合が設立され、しかもいまだただ一つの組合も解散されず、依然統制行為が継続されているといふ事実から見ても、臨時的、短期的であるといつても、決して半年、一年の短期間のものではあり得ないのである。統制のもたらす弊害は今さら喋々を要しないところであつて、この意味において、前述した中小企業の特殊性にかんがみ、統制を呼ぶ危険性について、岸総理の所見はいかがでありますか。なお、これに関連して、公正取引委員長と通産大臣に伺いますが、強制加入制度は違憲であるといふ疑いもありますが、かような疑いを含んでおるかよう

な法律が、何ゆえに早急に取り上げられなければならぬか、むしろ、これはしばらく時を研究に費して、全く中小企業のためになる法律を立案すべきであると私は思うのであります。また、企業の商取引の内容に介入せんとするものであり、かつ将来裁定権へと發展するおそれもあり、官僚統制化を防ぐ意味において削除すべきであると思うが、この点についてお考へはないかと

質問の第二点は、本法案はいたずらに大企業と中小企業の対立を激化します。すなわち、団体交渉権といふような労働法的な概念を私企業の商取引の面に適用して、相手側に応諾の義務を課し、大企業と中小企業の立場を全く対立的関係において処理せしめんとするがごときが、果して妥当であるか。經濟はすべて需要と供給との関係によつて律せられるることは昔からあります。そのため、大企業と中小企業の関係もまたその例外ではない。先ほどこの関係を隸屬的といふような言葉を使われた人ありますが、今日おきましては、輸出産業の面においては隸属どころではない。互いに緊密に提携しておるわけでありまして、どちらを主とし

ておるということはないのであります。このような経済の原則を労働法的なセンスで処理せしめんとするがごときは、有形無形の甚大なる弊害をもたらすものではないかといふ点であります。もちろん、この団体交渉権が當時ほしままに許されるものでないことはもちろん、資金、資材面にわざるものではないかといふ点であります。

○國務大臣岸信介君登壇、拍手

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

お答えをいたします。

この団体法で商工組合において調整を行うということは、言うまでもなく、中小企業の過当競争による共倒れ的状態を救い、これによつて業界を安定せしめるためには、この組合員が自発的に主張され、その結果は、コストが必要以上に上へ上へと押し上げられ、輸出振興上重大なる支障となるおそれはないかどうかということであります。また、現在のわが国の貿易は、大企業であるメーカーと輸出商社が海外市場を開拓し、それぞれの市場に適した商品を選定して、これを下請企業に発注するわけでありますが、この場合、大企業は優秀な中小企業を選別して、これに技術の指導をいたすという方であります。見よによりますといふと、そういう弱い力ではいかぬじやないかといふと一方から批判があると同

時に、一方から、そういう仕事をすれば、あるいは戦時の戦時統制みたい

なものが復活するのじやないかといふと、両面からの批判があることは御承知の通りであります。加藤君もよく御承知の通り、戦前におきまして、中小企業、特に綿業等におきまして、紡績

連合会と綿工連との間ににおける協力がうまく行って、そうして日本の綿業が非常に発達した過去における経験をおいても、いろいろ千差万別であります。

正取引委員長と通産大臣に伺いたいのですが、この点についてお考へはないかと

あります。この点について、さるに御見解を伺いたい。なお、これに関連して、公

正取引委員長と通産大臣に伺いたいのですが、この点についてお考へはないかと

あります。この点についてお考へはないかと

あります。この点についてお考へ

は法案をよく御検討いただければ、そぞう御心配は絶対にないと私は信じております。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○國務大臣(水田三喜男君) アウト。

サイダーに対する命令だけで十分ではないかということございましたが、これも先ほど申しましたが、中小企業の業界自身が自主的な調整能力を持つてないといふ場合には、アウト・サイダー命令を出す以外には効果を期待できないと考えますが、どうじやなくて、業界自体が自主的な調整能力を持つておると認められる場合には、員外命令ではなくて、その組合の中に加入させて、内部において調整に協力させるというやり方をとる方が、むしろ民主的なやり方である、こういふのが私どもの考え方であります。それから組合交渉についての政府の勧告権は、すぐに裁定権へ移つて行くのではないかという御心配でございましたが、これはただいま総理からお答えになりましたように、労働者と業者との間の団体交渉とか、労働争議というようなものとは内容が全く違いますので、裁定といふところへ持つて行くべき性質のものではないといふ考え方から、政府の勧告ということを考えた次第でございますので、この勧告が当然の道行きとして裁定へ移行するといふことは、政府としては考えておりません。それから、対抗手段として、大企業のカルテル化を招来るとか、あるいは中小企業への発注を忌避するようなことにならぬかということでございましたが、もし調整事業が相当めちやなこ

は法をよく御検討いただけば、そぞう御心配は絶対にないと私は信じております。(拍手)

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

中小企業の業界自身が自主的な調整能

力を持つてないといふ場合には、アウト・サイダー命令を出す以外には効果を期待できないと考えますが、どうじやなくて、業界自体が自主的な調整能

力を持つておると認められる場合には、員外命令ではなくて、その組合の中に加入させて、内部において調整に協力させるといふやり方をとる方が、むしろ民主的なやり方である、こういふのが私どもの考え方であります。それから組合交渉についての政府の

勧告権は、すぐに裁定権へ移つて行く

のではないかといふ御心配でございましたが、これはただいま総理からお答え

になりましたように、労働者と業者との間の団体交渉とか、労働争議とい

うのものが全く違いますので、裁定といふところへ持つて行くべき性質のものではないといふ考え方から、政府の勧告ということを考えた次

第でございますので、この勧告が当然の道行きとして裁定へ移行するとい

ふことは、政府としては考えており

ません。それから、対抗手段として、大企

業のカルテル化を招来るとか、あるいは中小企業への発注を忌避するよ

う心配から、反対に回る者がどんどん

ますので、その点は心配ないと思いますが、これは法案で御承知の通り、そういうことはできないことになつております。

〔政府委員横田正俊君登壇〕

問題はあり得ないことと私どもは考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

度に対します公正取引委員会の考

え方は、先ほど申し上げた通りでござ

いまして、その点につきましては、國会

における審議の過程におきまして、た

だいま通産大臣から申し上げましたよ

うと考

えております。

それから貿易振興上大きい障害を起

さないかという御心配でござります

が、これは今までの実績から見ます

と、親企業との系列化ということが、

製品の優良化とか、また中小企業自身

の安定といふものに非常に寄与し、輸

出貿易の上に大きい寄与をしておるこ

とは御承知の通りでござります。この

ことがあるかと申しますと、これも

さつきお答えしましたように、そぞい

う問題は実際には起らないだろ、と申

しますのは、現に親企業との間に、

下請企業は下請企業の協同組合によ

て、ナでに組合交渉といふものを実際

にやつて円満にきておるというのが実

情でござりますので、今度私どもの考

えておりますのは、こういう下請企

業、系列化の企業が横の調整事業を行

うといふことは大体認めないことに

なつております。従つて下請組合とい

うといふことを望んでおりますので、

うといふものは、この法案で認めてお

りませんので、むしろ親企業との関係

は、協同組合によつて円満にやつて行

くといふことを望んでおりますので、

実際の形としては、そういう形で解決

をされるでしょうし、従つて商工組合

の中で系列化を害するようなことにつ

いては、組合員としては賛成しないと

いう事態が起つてくると思ひますし、

安定法によつてみられました五年間の

経験によりまして、こういふ問題が

起らなかつたといふのも、そういう点

にあると思ひますので、この点も、私

どもはあまり心配ないじやないかと考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

問題はあり得ないことと私どもは考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

度に対します公正取引委員会の考

え方は、先ほど申し上げた通りでござ

いまして、その点につきましては、國会

における審議の過程におきまして、た

だいま通産大臣から申し上げましたよ

うと考

えております。

それから貿易振興上大きい障害を起

さないかという御心配でござります

が、これは今までの実績から見ます

と、親企業との系列化ということが、

製品の優良化とか、また中小企業自身

の安定といふものに非常に寄与し、輸

出貿易の上に大きい寄与をしておるこ

とは御承知の通りでござります。この

ことがあるかと申しますと、これも

さつきお答えしましたように、そぞい

う問題は実際には起らないだろ、と申

しますのは、現に親企業との間に、

下請企業は下請企業の協同組合によ

て、ナでに組合交渉といふものを実際

にやつて円満にきておるというのが実

情でござりますので、今度私どもの考

えておりますのは、こういう下請企

業、系列化の企業が横の調整事業を行

うといふことは大体認めないことに

なつております。従つて下請組合とい

うといふことを望んでおりますので、

うといふものは、この法案で認めてお

りませんので、むしろ親企業との関係

は、協同組合によつて円満にやつて行

くといふことを望んでおりますので、

実際の形としては、そういう形で解決

をされるでしょうし、従つて商工組合

の中で系列化を害するようなことにつ

いては、組合員としては賛成しないと

いう事態が起つてくると思ひますし、

安定法によつてみられました五年間の

経験によりまして、こういふ問題が

起らなかつたといふのも、そういう点

にあると思ひますので、この点も、私

どもはあまり心配ないじやないかと考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

問題はあり得ないことと私どもは考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

度に対します公正取引委員会の考

え方は、先ほど申し上げた通りでござ

いまして、その点につきましては、國会

における審議の過程におきまして、た

だいま通産大臣から申し上げましたよ

うと考

えております。

それから貿易振興上大きい障害を起

さないかという御心配でござります

が、これは今までの実績から見ます

と、親企業との系列化ということが、

製品の優良化とか、また中小企業自身

の安定といふものに非常に寄与し、輸

出貿易の上に大きい寄与をしておるこ

とは御承知の通りでござります。この

ことがあるかと申しますと、これも

さつきお答えしましたように、そぞい

う問題は実際には起らないだろ、と申

しますのは、現に親企業との間に、

下請企業は下請企業の協同組合によ

て、ナでに組合交渉といふものを実際

にやつて円満にきておるというのが実

情でござりますので、今度私どもの考

えておりますのは、こういう下請企

業、系列化の企業が横の調整事業を行

うといふことは大体認めないことに

なつております。従つて下請組合とい

うといふことを望んでおりますので、

うといふものは、この法案で認めてお

りませんので、むしろ親企業との関係

は、協同組合によつて円満にやつて行

くといふことを望んでおりますので、

実際の形としては、そういう形で解決

をされるでしょうし、従つて商工組合

の中で系列化を害するようなことにつ

いては、組合員としては賛成しないと

いう事態が起つてくると思ひますし、

安定法によつてみられました五年間の

経験によりまして、こういふ問題が

起らなかつたといふのも、そういう点

にあると思ひますので、この点も、私

どもはあまり心配ないじやないかと考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

問題はあり得ないことと私どもは考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

度に対します公正取引委員会の考

え方は、先ほど申し上げた通りでござ

いまして、その点につきましては、國会

における審議の過程におきまして、た

だいま通産大臣から申し上げましたよ

うと考

えております。

それから貿易振興上大きい障害を起

さないかといふ御心配でござります

が、これは今までの実績から見ます

と、親企業との系列化ということが、

製品の優良化とか、また中小企業自身

の安定といふものに非常に寄与し、輸

出貿易の上に大きい寄与をしておるこ

とは御承知の通りでござります。この

ことがあるかと申しますと、これも

さつきお答えしましたように、そぞい

う問題は実際には起らないだろ、と申

しますのは、現に親企業との間に、

下請企業は下請企業の協同組合によ

て、ナでに組合交渉といふものを実際

にやつて円満にきておるというのが実

情でござりますので、今度私どもの考

えておりますのは、こういう下請企

業、系列化の企業が横の調整事業を行

うといふことは大体認めないことに

なつております。従つて下請組合とい

うといふことを望んでおりますので、

うといふものは、この法案で認めてお

りませんので、むしろ親企業との関係

は、協同組合によつて円満にやつて行

くといふことを望んでおりますので、

実際の形としては、そういう形で解決

をされるでしょうし、従つて商工組合

の中で系列化を害するようなことにつ

いては、組合員としては賛成しないと

いう事態が起つてくると思ひますし、

安定法によつてみられました五年間の

経験によりまして、こういふ問題が

起らなかつたといふのも、そういう点

にあると思ひますので、この点も、私

どもはあまり心配ないじやないかと考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

問題はあり得ないことと私どもは考

えております。(拍手)

〔政府委員横田正俊君登壇〕

度に対します公正取引委員会の考

え方は、先ほど申し上げた通りでござ

いまして、その点につきましては、國会

における審議の過程におきまして、た

だいま通産大臣から申し上げましたよ

うと考

えております。

それから貿易振興上大きい障害を起

さないかといふ御心配でござります

が、これは今までの実績から見ます

と、親企業との系列化ということが、

製品の優良化とか、また中小企業自身

い。それはそういう良心的な者が、業者の中にいろいろあって、一生懸命サービスしているときに、組合がこれに圧力をかけ、しかし、結局物を売る人、販売する人も、みんなサービス第一にして業を営むべきものである。第一にありますけれども、この法案は、この営業の倫理性について考えていい。これはどうしたらいのか、という問題でございます。なお、自民党の経済政策の基調をなす自由主義と、官僚統制の色濃いこの法案とは矛盾するものではないか、なぜ、こういうふうなものを出すようにおなりになつたか。

なお、通商産業大臣に対しまして私が伺いたいことは、過度競争を防止す

るためと称して、画一化をはかつてい

るの、これは結局国民生活の消費面

を圧迫するものと考えるがどうである

か。そして流通機構の近代化といふことを、私たち一番強く願っているの

であります。また、今こそ国内の国民

生活の向上のために、輸出の振興の

ためにも、日本の信用を取り戻し、不良

悪貨を駆逐するために、やはり一番

でも中小企業者とともに、消費者も

大企業者も一体になって努力すること

にあるのであって、消費者と中小企業者を対立させるといふこの法案は、私どもには納得がいかない。これをどうお考えになるか。また、消費者の發言の場を広めて、消費者を教育して、これを高めて行くという必要を認めてい

を伺いたい。

なお、大蔵大臣に対しては、先ほど

のいろいろの通産大臣の御答弁でも出

ます。
○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

【國務大臣岸信介君登壇、拍手】

この法律は、先ほど来繰り返して申

し上げておるようすに、中小企業の間に

おける過度の競争を自主的に業者の團

会提案は、初めに政府案と同じように

強制加入を入れていましたけれども、

今、はずしてあります。どうしておは

めにありました。ところが削られていく。

どうしてこれを削られたか。また、現在の業者の安定と繁栄をはかるために

どうしてこれを削られたか。また、現

在の業者の安定と繁栄をはかるために

どうしてこれを削られたか。また、現

を伺いたい。

また、本法案によりまして団体交渉

をきめてあります。これを縦の系列

に従つて団体交渉するのはともかくと

して、横の系列、つまり横の系列の相

手方については、政府できめると書い

てあります。これを社会党はどうお考

して、政府も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

て、政府案も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

ります。

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

【國務大臣岸信介君登壇、拍手】

この法律は、先ほど来繰り返して申

し上げておるようすに、中小企業の間に

おける過度の競争を自主的に業者の團

会提案は、初めに政府案と同じように

強制加入を入れていましたけれども、

今、はずしてあります。どうしておは

めにありました。ところが削られていく。

どうしてこれを削られたか。また、現

在の業者の安定と繁栄をはかるために

どうしてこれを削られたか。また、現

を伺いたい。

また、本法案によりまして団体交渉

をきめてあります。これを縦の系列

に従つて団体交渉るのはともかくと

して、横の系列、つまり横の系列の相

手方については、政府できめると書い

てあります。これを社会党はどうお考

して、政府も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

て、政府案も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

ります。

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

【國務大臣岸信介君登壇、拍手】

この法律は、先ほど来繰り返して申

し上げておるようすに、中小企業の間に

おける過度の競争を自主的に業者の團

会提案は、初めに政府案と同じように

強制加入を入れていましたけれども、

今、はずしてあります。どうしておは

めにありました。ところが削られていく。

どうしてこれを削られたか。また、現

在の業者の安定と繁栄をはかるために

どうしてこれを削られたか。また、現

を伺いたい。

また、本法案によりまして団体交渉

をきめてあります。これを縦の系列

に従つて団体交渉るのはともかくと

して、横の系列、つまり横の系列の相

手方については、政府できめると書い

てあります。これを社会党はどうお考

して、政府も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

て、政府案も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

ります。

○國務大臣水田三喜男君登壇、拍手

【國務大臣岸信介君登壇、拍手】

この法律は、先ほど来繰り返して申

し上げておるようすに、中小企業の間に

おける過度の競争を自主的に業者の團

会提案は、初めに政府案と同じように

強制加入を入れていましたけれども、

今、はずしてあります。どうしておは

めにありました。ところが削られていく。

どうしてこれを削られたか。また、現

在の業者の安定と繁栄をはかるために

どうしてこれを削られたか。また、現

を伺いたい。

また、本法案によりまして団体交渉

をきめてあります。これを縦の系列

に従つて団体交渉るのはともかくと

して、横の系列、つまり横の系列の相

手方については、政府できめると書い

てあります。これを社会党はどうお考

して、政府も社会党案も、公取の同意

があればできるとなつておりますけれ

ども、今も現に、いろいろこの組合に

よる協定値段が行われて国民が困つ

て、政府案も社会党案も、公取の同意

置をお互いに講じようじゃないかと、そういう心配が出てきたときに初めて商工組合の結成、調整事業といふものは許されるのでござりますが、その場合におきましては、今申しましたよろしく、あらゆる調整事業をやって、お密めのために迷惑をかけないということをやつてみても、何としてもこれでは企業が成り立たないから、値上げを少しだとしますといふと、それは先ほど申しましたよろしく簡単にできない。いろいろな調整事業とあわせて価格の制限といふことをやらなければならぬし、その場合には、果してそれが消費者の利益を害するかどうかの認定を政府もやりますし、また審議会がこの認定をやる、そして公正取引委員会の同意を得られないといふことはけしからんんじゃないかというお話をございましたが、これは間違いでございまして、消費者代表も、審議会の委員の中には入れないといふことはけしからんじゃ簡単ではないだらうと申しましたが、その場合に、審議会の中に消費者代表を入れないといふことはけしからんじゃないかといふお話をございましたが、これは間違いでございまして、消費者代表も、審議会の委員の中には入ることになつております。ただ法律用語として、いろいろ前例もござりますので、「学識経験者」という字を使つておりますが、この中に、当然消費者代表が入ることになつておりますので、この点も御承知願いたいと存じます。

本年度の予算におきましては、財政公庫に二百億円、中小企業金融公庫に三百億円それぞれ増加いたしました。昨年よりも相当ふえておるのでござります。また、不動産銀行に七億五千万円出資をいたしました。また、商工中金に対しましては、出資及び融資を加えますと三十五億円になつておる。合計四百四十二億ほど出しておるのであります。昨年の二百七十億に比べますと相当増加したのでござります。これを五、六年前の状況に比べますと、いよいよ、商工中金は当時二、三十億円の融資でございましたが、今年度は六、七百億円に相なります。また、新たに最近できました中小企業金融公庫も、今年ほどやつておりますが、これも六、七百億円の融資になつております。国民金融公庫も同様六、七百億円の融資をやつております。五、六年前に比べますれば、この政府関係の金融機関の中小企業に対しまくる融資は、画期的な増加状況でござります。

なおまた、民間の相互銀行あるいは信用金庫と合わせましても、大体七八千億円の中小企業の融資が行われております。また、いろいろな組合等から考えますと、中小企業に対しまする金融は、かなり伸びて行つておるのをございます。が、今後とも政府関係機関はもちろん、民間の相互銀行、あるいは信用金庫を育成いたしまして、中小企業金融に万全を尽したいと思つておるのであります。

なお金利の点につきましても、国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫は相当低利でございます。問題は商工

中金の金利が二年以上のものは、一割以下にあります。平均五厘程度になつております。平均六厘程度になつまして、昭和三十二年度からは、平均の金利を一割以下にするように、政府の出資もふやす等、いろいろな方法で、金利の低下と資金量をふやしまして、資金状態が十分でないときには、融資の道が開けませんので、信用保証協会に今回新たに初めて十億円の出資をいたしまして、保証の道ができるるにいたしております。

次に、税金の問題につきましては、所得税につきまして大幅な減税をいたしました。また法人税につきましては、従来五十万円以下の所得の法人に対する減税であります。これは個人事業税につきましては、従来八%のものを六%に下げ、また法人事業税では五十万円以下のものを八%を六%に、一二%を一〇%に、こういふようにいたしておりますのであります。ことに今回は、固定資産の再評価を中小企業にも認めまして、減額償却の適正化を期し、課税の公平をこねがつておるのであります。

以上、簡単でございますが、答弁いたします。(拍手)

〔衆議院議員永井勝次郎君登壇、拍手〕

だ、振興である。強制ではなくて、中小企業の自主的な立ち上りを期待する組織を作るのだ。それから協同組合は、みんなが喜んで入る組合でなければならない。従つて強制する必要はない。それからもちろん国民経済的な立場で問題を考えなければいけませんから、大企業のことでもあるんを考えます。が、それよりも一番この運動を進めよう。それからもちろん国民経済的な立場で問題を考えると思われる消費者などの立場については、十分に尊重しなければならない。かような考え方で、上にしわ寄せをされると思われる消費者などとの立場については、十分に尊重しなければならない。かような考え方で、に立ちまして、この法律を作りました次第であります。従つてわが党は、中小企業だけの組織を作るのではなくて、国民全体の中で問題を考えます。そうして法律だけではなくて、先ほども申しました通りに、産業分野の確保に関する法律、あるいは商業調整、先ほど提案の説明をいたしました組合法、この三つの骨組みとして、そのほかに金融関係、税制関係、あるいは貿易関係、その他十数件の法律を作りますことを予定しております。また行政措置で四十数件、いろいろ補強工作をしなければならない分野のものを考えまして用意をいたしております。

ません。本年度の予算を見まして、
中小企業を重点に考えるのだとおも
うので、予算の財政的な措置として、
組まれておるのは、わずかに一億円前
度より増額しておるだけでございま
す。その程度でありますならば、これ
は予算の総ワクが一割以上ふえておる
のでありますから、その割合も、中小
企業にはふえていないといふことでもあ
ります。政府がこの法案を出して、画期
的な中小企業対策をやるのだと言いたい
がら、予算的措置や財政的な裏づけは
何もしていない。従つて権力で組合に入
れて、首になわをつけて引つ張つて、
きて組合に入る、こういうことでもやら
なければ、喜んで入る組合にはならない
のであると、かようにわれわれは考
えるのであります。(拍手)

ういぢお尋ねであつたと存するのでござりますが、この点については、わが党は、厚生福祉事業として行う事業を原則としてこの団体交渉の相手からはせず、こういぢふうに考えております。それから第三点の料金協定、これは、国民が困つておるのに、こういうことを考えておるのはどういぢわけあります。政府案は、法案で御承知のように、すべての業種、すべての地域にこれが適用できるようになつております。しかしわが党は、原則といつましても、生産方式が特に中小企業に適正なもの、それから生産実績が中以下の企業に圧倒的に多い業種、こらうふうに原則的に規定しております。しかし、そういう統計である上に、しかし、そういう統計であるとか、いろいろな基礎調査、そらうもとの資料が不足である現在におきましては、もうすでに今までの法律、規程で、こういぢもの、こういぢものといふ規制を行なつたものがあります。こらうすでに規制の洗礼を受けたものの、すなわち中小企業安定法で指定されたもの、それから機械工業振興臨時措置法で規定されたもの、当然これは中小企業の適格業種であると認められて、こういぢの、地方的な特徴の上にその結果として、機能として、いろいろな影響があることを心配いたしましたして、これは調整委員会あるいは審議会、こういぢものにかけて行うことにしておりますが、その構成は小売業者であるとか、製造業者であるとか、卸売業者であるとか、消費者、労

働者、学識経験者、こういぢた消費者代表の人も、当然その構成員に加えまして、そうして十分に発言の機会を与えて、公正な結論が出るような措置を考へております。さらに、それだけでも不十分であると考えまして、こういぢ調整事業に対しましては、公正取引委員会の正当な闘争を認めておる。独禁法、公正取引委員会を足げにかけて、踏みふして行くといふような政府案とは、基本的に違つておることを御了解願いたいと思います。(拍手) ○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の第1号は、全部終了いたしました。質疑は、終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) 日程第一、公衆衛生修学資金貸与法案
日程第三、結核予防法の一部を改正する法律案
日程第四、母子福祉資金の貸付等に関する法律案
日程第五、社会福祉事業等の施設に関する措置法案(第二十二回国会小林英三君外三名発議)
以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長千葉信君。

審査報告書

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添え

て、報告する。

昭和三十二年四月四日

参議院議長松野鶴平殿	社会労働委員長 千葉 信
竹中 恒夫	片岡 文重
勝俣 稔	紅露 みづ
早川 優一	柿原 亨
藤田藤太郎	大野木秀次郎
横山 フク	山下 義信

多数意見署名

公衆衛生修学資金貸与法案
(この法律の目的)
第一条 この法律は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに對し、修学資金を貸与することを目的とする。

(公衆衛生修学資金)

附則第一項中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
この法律案は、保健所において行う公衆衛生業務の重要性にかんがみ、医師又は歯科医師たる保健所の職員の充実に資するため、医学又は歯学を専攻する者で将来保健所に勤務しようとするものに對し、修学資金を貸与することを目的とする。

二、契約の相手方が大学において実地修練を終了する日
大学を卒業する日

第三条 政府は、次の各号に掲げる者であつて将来保健所に勤務しようとするものの中請により、その者に無利息で公衆衛生修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与する旨の契約を結ぶことができた。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(以下単に「大学」といふ。)の医学部又は歯学部の学生であつて、医学又は歯学を専攻するものであつて概ね妥当と認める者が、委員会は別紙の通り修正を行つた。

二 大学を卒業して、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十二条に規定する実地修練(以下単に「実地修練」という。)を行つている者

(貸与方法)

第三条 修学資金は、貸与の契約に定められた月から、次の各号の区分に従いそれぞれ当該各号に定める日の属する月までの間、毎月、政令で定める額を貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ、

二月分又は三月分をあわせて貸与することができる。

一 契約の相手方が大学において実地修練を終了する日
大学を卒業する日

第六条 政府は、第二条の規定によるとする者は、政令で定めるところにより、保証人を立てなければならぬ。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の停止及び保留)

第七条 修学資金の貸与を受けようとする者は、政令で定めるところにより、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸与契約の解除並びに貸与の停止及び保留)

第六条 政府は、第二条の規定による契約の相手方(以下「公衆衛生修学資金」といふ。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、その契約を解除するものとする。

一 退学し、医学を専攻して大学を卒業した後引き続き実地修練を行わず、又は実地修練をやめたとき。

二 心身の故障のため修学の見込がなくなつたと認められるとき。

審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十二年四月四日

社会労働委員長 千葉 信

参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

竹中 恒夫 吉江 勝保
片岡 文重 紅露 みつ
勝俣 稔 榎原 亨

早川 慎一 大野木秀次郎
藤田藤太郎 山下 義信
横山 フク

附則 第一項を次のように改める。
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

附則 第二項中「この法律の施行前」を「昭和三十二年四月一日前に改める。

この委員会の決定の理由

この法律案は、結核予防の措置をさらに推進するため、結核予防法に基く健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実費の徴収については、なお概ね妥当と認めるが、委員会は別紙の通り修正を行つた。

本法施行のために要する費用と

して、昭和三十二年度予算に約六億円が計上されている。

結核予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

多數意見者署名

吉江 勝保
榎原 亨

紅露 みつ
山下 義信

附則 第二項を次のように改める。
(施行期日)

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附則 第六十一条 削除

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六条）の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

この法律の施行前に行われた結核予防法の規定に基づく健康診断、ツベルクリン反応検査又は予防接種の実費の徴収については、なお従前の例による。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十二年三月二十六日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律

母子福祉資金の貸付等に関する法律

結核予防法（昭和二十七年法律第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条を次のように改める。

附則 第二項を次のように改める。
(施行期日)

この法律は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附則 第六十二条 削除

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六条）の一部を次のように改正する。

第六十二条を次のように改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

右の議案を発議する。

昭和三十年七月十九日

発議者

小林 英三 山下 義信

竹中 勝男 有馬 英二

賛成者

石原幹市郎 榎原 亨

高野 一夫 横山 フク

田村 文吉 野田 俊作

宮城タマヨ 森田 義衛

阿具根 登 河合 義一

湯山 勇 三木 治朗

長谷部ひろ 参議院議長河井彌八殿

社会福祉事業等の施設に関する措置法

目的

第一条 この法律は、公の責任に属する社会福祉事業及び更生保護の事業に關し、その施設に要する費用を公の負担に歸することができるようにすることによつて、これらの事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

第二条 国は、次の各号に掲げる場合においては、他の法令の規定にかかるわらず、當該各号の地方公共団体又は法人に対し、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産を無償で貸し付けることができる。

第三条 第二項を削る。

十四号) 第三十八条に規定する保護施設の用に供するとき、又

は社会福祉法人において生活保護法の規定に基き都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う同法による保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

二 地方公共団体において児童福祉法（昭和二十二年法律第六百四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）の用に供するとき、又は社会福祉法人において同法の規定に基き都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行う同法の規定に基く措置の用に主として供する施設の用に供するとき。

三 地方公共団体又は更生緊急保護法（昭和二十五年法律第二百三号）第三条第二項に規定する更生保護会で法人であるもの（以下「更生保護会」という。）において、同法第三条第二項の規定により保護観察所の長の委託を受けて行う同法第一項に規定する更生保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

四 地方公共団体に対して、前条第一号又は第二号の規定により無償貸付がなされたときは厚生大臣、同条第三号の規定により無償貸付がなされたときは法務大臣は、当該地方公共団体に對し、そ

水害並びに同年八月及び九月の風水害の被害地域において行う母子福祉資金の貸付に関する特別措置法（昭和二十八年法律第二百三号）の一部を次のように改正す

る。

第三条第二項を削る。

〔監督〕

第三条 地方公共団体に対して、前

条第一号又は第二号の規定により無償貸付がなされたときは厚生大臣、同条第三号の規定により無償貸付がなされたときは法務大臣は、当該地方公共団体に對し、そ

2
社会福祉法人又は更生保護会に對して前条の規定により無償貸付がなされたときは、厚生大臣は当該社会福祉法人に対し、法務大臣は当該更生保護会に対し、その無償貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、次の各号に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 無償貸付の目的に照らし、当該法人による当該施設の使用方法が不適当であると認める場合又は当該法人の予算が不適当であると認める場合において、そこの使用方法又は予算について必要な変更をなすべき旨を勧告すること。

三 当該法人の役員が法令、命令に基いてする行政庁の処分又は定款若しくは寄附行為に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

(契約の解除)

第四条 第二条の規定により貸し付けた財産の所管大臣は、前条第一項の地方公共団体若しくは同条第二項の法人が同条第一項若しくはかつたとき又は当該地方公共団体若しくは法人による当該施設の管

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、同項に規定する財産の所管大臣は、当該地方公共団体又は法人に弁明する機会を与えないなければならない。この場合においては、当該地方公共団体又は法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明すべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

「千葉信君登壇、拍手

この法律は、公布の日から施行する。

及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

においては、当該地方公共団体では法人に対し、あらかじめ、書面にて、(二)、(三)、(四)の事項、

共団体又は法人に弁明する機会を与えなければならぬ。この場合に

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、同項に規定す

号による場合は法務大臣の意見を聞き、貸付契約を解除することとする。

の實付が第二号第一項に規定するものと同一のものである場合は、第二号による場合は厚生大臣の意見を聞き、その實付が同条第二項に規定するものと同一のものである。

産の所管大臣から書面による警
を受けてもこれを改めなかつた、

二十四号 公衆衛生修學資金貸与法

的充実をはかるとするのが、この法律案を提案する理由であります。次に、この法律案の骨子について簡単に御説明いたします。

第一は、政府は、大学において医学を行なっている者で、将来、保健所に勤務しようとする者に対し、修学資金を貸与する旨の契約を結ぶことができるものとし、この契約に基きまして、自後これらの者が実地修業を了し、または大学を卒業するまでの間、毎月修学資金を貸与することとしたことになります。第二は、修学資金の貸与を受けた者は、実地修練を了し、または大学を卒業した後、直ちに保健所の職員となつた場合において、医師または歯科医師となつた後の在職期間が、貸与期間の二分の三に相当する期間に達しましたときは、貸与された修学資金の全部の返還を要しないものとしたことであります。なお、在職期間がこの三分の三に相当する期間に満たない場合には、その一部を免除することができます。以上のとおりであります。以上が、本法律案の概要であります。

本案に対する委員会の審議におきましては、保健所の医師、歯科医師の欠員を生ずる原因、保健所職員の待遇改善、修学資金貸与制度に対する条件の緩和、保健所経費に対する国庫補助率

懸念されるのでありますて、この問題をより根本的に解決すべく、その一つの方法として、医学または蘭学を専門とする者で、将来、保健所に勤務しよとする者を募集し、これに対し修業資金を貸与し、もつて医師または歯科医師としての活動を希望する者に、年俸による保育所の賃員の資本を下す事

案外三件

布の日から施行すること」に改めることであります。

かくて討論に移りましたが、別に御意見もなく、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、ともに全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本改正案の要点は、結核予防法に基く健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種に要する実費を受診者またはその保護者から徴収しないこととしたことであります。従来、健康診断実施者または予防接種実施者は、結核予防法に基いて実施した健康診断、ツベルクリン反応検査または予防接種の実費を受診者またはその保護者から徴収できる旨の規定により、受診者の種別により、それぞれ実費を徴収していますが、この際、実費徴収に関する規定を削除することにより、健康診断、予防接種の実施の徹底をはかり、もつて結核予防対策の一そうちの推進を期そうとするものであります。

以上が、この法律案の要旨であります。

本委員会におきましては、結核患者の実態とその根本対策に関する諸問題、なからず船員の結核対策につい

議が行われたのであります。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

卷之三

「次いで討論に入りましたが、別段の意見もなく、採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案とともに、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

まず、その要旨を申し上げますと、母子福祉資金の貸付は、現在都道府県が貸付金の財源として計上する金額と同額の金額を国が都道府県に貸し付け、都道府県は、この合算額を財源として、母子家庭や父母のない児童に貸し付けているのであります。その財源の総額は、この法律の施行以来、現在までに約三十三億円の巨額に達しております。これは地方財政事情の窮乏とも関連するのであります。今回、国の貸付率を従来の二分の一から三分の二に引き上げることとし、国は都道府県が貸付金の財源として計上する金額の倍額に相当する金額を貸し付けることにより、母子家庭の福祉を一そろ増進し

本法案に対する質疑を終了しました。ところ、榎原委員より、修正案が提出されました。その要旨は、「この法案は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用すること」と並びに

西一四

よりうとするものであります。以上が、この法案の要旨であります。委員会におきましては、母子福祉対策に関する政府の方針、母子年金制度の実施、母子福祉単独法の制定及び母子福祉資金制度の貸付状況等について、熱心な質疑応答が行われましたが、その内容は会議録によつて御了承願います。

質疑を終了しましたところ、鶴原委員より、本案に対する修正案が提出されたのであります。その要旨は、「この法律の施行期日を、公布の日から改め、国が母子福祉資金の財源として都道府県に貸し付ける部分の規定については、昭和三十二年四月一日から適用する」ものとしたことであります。

かくて討論に入りましたところ、山下委員より、日本社会党を代表して、修正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意を表された後、特に政府に対し、「母子年金制度の実現、母子福祉対策の強化推進並びに母子福祉團体の指導監督等について格段の配慮力を要望されたのであります。次いで自由民主党の紅露委員は、修正案並びに修正部 分を除く原案に賛成を表され、あわせて「母子相談員の活動を促進するため、これに要する費用は、国からひもつきとして補助するよう、政府に対し強く要望」されたのであります。

討論を終り、修正案並びに修正部分を除く原案に対し、順次採決いたしました。その趣旨に沿うよう努力いたしたいと、本法案は、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対しましては、政府委員より、「討論の際に述べられました御意見は十分にこれを尊重いたし、した結果、本法案は、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

討論を終り、修正案並びに修正部分を除く原案に対し、順次採決いたしました。その趣旨に沿うよう努力いたしたいと、本法案は、全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

最後に、社会福祉事業等の施設に因する措置法案について御報告申し上げます。

この法律案は、本院議員小林英三君外三名より、第二十二回国会に提出され以来引き続き本委員会に継続審査に相なつておつた法律案でございます。

まず、本法律案の提出理由並びにその要旨を申し上げます。わが国における社会福祉事業經營の実際におきましては、都道府県知事または市町村長の委託に基きまして、その事業を經營する社会福祉法人が少くないのであります。して、これらのものは、もとより所定の委託料を交付されているのであります。が、施設を要する経費につきましては交付されていない実情であります。このゆえに、委託を受けた事業遂行に當る社会福祉法人は、過当の負担を招き、ひいてはその事業の健全な発達を阻害する原因ともなつてゐるのであります。右の関係は、更生保護の事業につきましても同様であります。以上のような事情にかんがみまして、社会福祉法人、更生保護会等が、国または地方公共団体から委託を受けて要保護者の収容その他の措置を行なつてゐる場合におきましては、国有財産の無償貸付を受け得る道を開くよういたそぐといふのが、本法案提出の主たる理由であります。

次に、本法案の要旨を申し上げます。國が国有財産たる普通財産を無償貸付し得る場合は、主として次の三つの場合であります。第一は、社会福祉法人が、生活保護法に基きまして、都道府県知事または市町村長の委託を受けたう保謹の用に約八割を充てる施設として用いる場合であります。第二

は、社会福祉法人が児童福祉法に基
きまして、都道府県知事または市町村
長の委託を受けて行う児童福祉施設で
の入所の措置のために約八割以上を充
てる施設として用いる場合であります
。第三は、更生保護会が、国の委託
を受けて行う更生保護の事業のために
約八割以上を充てる施設として用いる
場合であります。なお、地方公共団体
につきましても、社会福祉事業及び更
生保護の事業を行うことがありますので、
これを無償貸付の対象としてあります
。右のほか、貸付を受けた者に対する
監督規定及びこれに違反した者に
対する処分の規定を設けてあります。
以上が本法律案の概要であります。

本法案につきましては、第二十二回
国会以来十分に検討を加えてあります
ので、委員会においてはあらためて質
疑が行われず、ただ、國の予算に關係
がありますので、本法案に対する内閣
の意見を求めましたところ、政府委員
より、「本法案は、社会福祉を増進せし
めるものとして賛意を表する。実施後
は、その趣旨に沿うよう協力したい」
旨、意見を表明されました。

かくて討論に移りましたところ、別
段の意見もなく、採決いたしました結果、
全会一致をもつて原案通り可決す
べきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野謙平君) 別に御発言もな
ければ、これより四案の採決をいたし
ます。

まず、公衆衛生修学資金貸与法案
結核予防法の一部を改正する法律案
母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案
以上、三案全部を問題に供します。

委員長の報告は、いずれも修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 次に、社会福祉事業等の施設に関する措置法案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野謙平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野謙平君) 参事に報告させます。

〔参考期説〕

本日委員長から左の報告書を提出した。

地方税法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律
地方税法(昭和二十五年法律第二百一十九号)

目次中 「第七節 木材引取税(第五百三十九節)」を「第七節 入湯税(第六百三十節)」、「第八節 市町村法定外普通木材引取税(第五百三十九節)」を「第八節 都市計画税(第七百一節)」、「第三節 水利地益税等(第七百二節)」に、「第一節 入湯税(第七百一一条)」、「第二節 都市計画税(第七百一一条)」、「第三節 水利地益税等(第七百二一条)」、「第四節 市町村法定外普通木材引取税(第五百三十九節)」を「第四節 都市計画税(第七百一一条)」、「第五節 水利地益税等(第七百二一条)」、「第六節 市町村法定外普通木材引取税(第五百三十九節)」に改める。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
めます。
まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長本多市郎君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十二年三月二十八日
衆議院議長 益谷 穂次
参議院議長 松野鶴平殿
(小字及び一は衆議院修正)
百二十六号) の一部を次のように改正す
第一百五十五条(第六百八十八条)
地税(第六百六十八条)
地税(第六百六十九条、第六百九十九条
地税(第六百六十九条、第六百六十八条规定) を 「第一
百五十五条(第六百六十九条、第六百六十八条规定)」を 第三
百五十五条(第六百六十九条、第六百六十八条规定) を 第四
百二十九条の七)
民健康保険税(第七百三十条、第七百三十
不の二十九)
正議決報告書

地方税法の一部を改正する法律案
正議決報告書

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、地方説法の一節を改正する

法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするごとに御要識ございませんか。

○議長(松野赳平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

めます。委員長の報告を求めます。地

方行政委員長本多市郎君。

揭載

地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した
よつて国会法第八十二条により送付
する。

昭和三十二年三月二十八日

參議院議長松野鶴平殿

(小字及び――は衆議院修正)

二十六号) の一部を次のように改正す

五百五十一
第六百十八條

税（第六百六十九条—第六百九十九条）

五百十一条—第六百六十八条
税(第六百六十九条—第六百九十九条の

（第一二三四章）を
（第七百三十三条）

（第七百三十一条）

四二五

第五条第一項第八号を削り、同条第四項中「市町村は、」の下に「前項に規定するものを除くほか、」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 鉢泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする。

第十一条の三の次に次の二項を加える。

(人格のない社団等に対する本章の規定の適用等)

第十一条の四 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるもの(以下本章中「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、本章中法人に関する規定をこれに適用する。

2 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合においては、当該法人は、第九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

5 前項の場合において、人格のない社団等以外の者が同項の規定によりて、滞納処分を受けることがで

きる。

6 地方団体は、第九条第二項又は第十条第二項の規定による請求又はこの法

は、第六十九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

は、第六十九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

は、第六十九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

は、第六十九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

は、第六十九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

団体の徴収金について、それぞれその時における人格のない社団等の財産のうち当該法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を負う。

4 徴税吏員は、人格のない社団等が納期限までに地方団体の徴収金を完納しない場合には、当該人格のない社団等に属する財産について、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)の規定の例によつて、滞納処分を受けることがで

きる。

5 前項の場合において、人格のない社団等以外の者が同項の規定によりて、滞納処分を受けることがで

きる。

6 地方団体は、第九条第二項又は第十条第二項の規定による請求又はこの法

は、第六十九条第一項又は第十条第一項の規定による請求又はこの法

方団体の徴収金を納付させ、又は納入させることができる。

7 第十一条の二第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の規定による処分を受けた者」と

まで及び第六項の規定は、「第十一号」を「第十二号」に改める。

第七十条第二項において同じ。の代

表者(第二十四条第二項において法

人とみなされるものの代理人及び法

人でない社団又は財団で代表者又は

管理人の定のあるものの代表者又は

管理人を含む。以下第三十条第二

項、第五十条第五項、第六十二条第

一項及び第四項、第六十九条第四項

並びに第七十条第二項において同

項、第五十条第五項、第六十二条第

一項及び第四項、第六十九条第四項

並びに当該所得割の課税標準とな

る所得税額の所得割額及び当該市

町村の税率によつて算定した当該

更する場合において、前二項の規

定によつて決定し、又は変更する道

府県民税の所得割の額及び当該市

町村の税率によつて算定した当該

年度分の市町村民税の所得割の額

並びに当該所得割の課税標準とな

る所得税額の合計額が所得税法第八十に相当する額をこえることと

十三条规定する課税標準所得金額及び課

税山林所得金額の合計額の百分の

八十に相当する額をこえることと

なるときは、当該道府県民税の所

得割額は、前二項の規定によつて決定し、又は変更すべき道府県

民税の所得割の額から、その超過額に当該道府県民税の所得割の額

を得割額を除して得た数値を乗じて

得割額を控除した額に相当する額

とする。

第四十二条中第三項を削り、第四

項を第三項とする。

第五十条に次の二項を加える。

6 法人でない社団又は財団で代表

者又は管理人の定があり、かつ、

法人でない社団又は財団で代表

者又は管理人の定があるものにつ

いて前項の規定の適用がある場合

においては、その代表者又は管理

者又は管理人の定のあるものにつ

2. 法人税額の税率は、第五十三条
第一項の規定によつて申告納付するものにあつては同条同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

3. 第五十二条第二項を次のように改める。

2. 法人(次項及び第四項に掲げるものを除く。)の均等割の税率は、次条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第五十二条第三項中「法人税額の課税標準の算定期間又は」を「第三項の法人税額の課税標準の算定期間又は第三項若しくは前項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3. 法人税法第四条の法人及び同法第五条第一項の法人で均等割のみを課されるもの(「法人税法第四条の法人等」という。以下次条第六項において同じ。)並びに法人でない社団又は団体で代表者は管理人の定のあるものの均等割の税率は、均等割額の算定期間(前年四月から三月までの間とする)の末日現在における税率による。

1

解散した法人の均等割の税率

を控除した額) を納付しなければ

又は事業所一を「法人競争の課税標準

第五十三條第六項中「法人說法第

解散した法人の均等割の税率は、均等割額の算定期間（法人税法第二十二条の二第一項の申告書

項、第二十二条の三第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定によつて法人税

た法人の有する事務所又は事業所とする。以下第五十七条第二項において「第一項から第四項まで」を「第一項から第四項まで」に改める。

て同じ。」に、「当該課税標準の算定期間に係る法人税割額を「当該法人税割額」に改め、同条第五項を次

**二十二条第一項の規定によつて法
人税に係る申告書を提出する義務**
がある法人で、当該事業年度開始
の下に「第五十三条第一項」の規定
準の算定期間中において有する事務
所又は事業所に改め、「当該期間」

の日前五年以内に開始した事業年度において総損金が益金をこえ
によつて申告納付する法人税割の
課税標準たる法人税額にあつては

ることとなつたため、同法第二十
六条の四の規定によつて法人税額
の還付を受けたものが納付すべき
法人税額の課税標準の算定期間、
同条第二項の規定によつて申告納付
する法人税割の課税標準なる法人税

当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額は、第一項及

び前項の規定にかかるらず、その
こえる損金の額が当該事業年度の
法人税の計算について法人税法第
五百三十九条第一項において同じ)¹⁾を加え、「当該
課税標準の算定期間」を「当該期間

九条第五項の規定を適用した場合において損金に算入することを認に改め、同条に次の一項を加える。

められるものであるときに限り、
第一項又は前項の規定によつて申
告納すべき当該事業年度分の法
人税割の課税標準たる法人税額の
分割について必要な事項は、總理
府令で定める。

第六十二条第一項中「法人等の代表者」を「法人の代表者」に改め、同

て、還付を受けた法人税額を控除したものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業者又は管理人の定のあるものにつき、法人でない社団又は財團で代表して、次の一項を加える。

年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除され
いて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理

人がその訴訟行為につき当該法人
なかつた額に限る。

でない社団又は財團で代表者又は
管理人の定のあるものを代表する
ほか、法人を被告人又は被疑者と
する場合の刑事訴訟に関する法律
の規定を適用する。

第七十二条第四項を同条第六項とし、同条第三項第三十二号を次のよう
に改め、同項を同条第五項とする。

第七十二条の五第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を

に第七十二条の七十第二項において同じ。」に改め、同条に次の二項を加える。

日から残余財産確定の日までの期間を一事業年度とみなす。

**第六十三条第二項中「又は決定
係る法人税額の課税標準の算定期
の末日」を「若しくは決定に係る法
人税額の課税標準の算定期間の末日
は解散若しくは合併の日」に改
る。**

第7十二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加え
る。

2 道府県は、人格のない社団等の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものに対しても、事業税を等に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

は、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告とする場合の刑事訴訟に於ける法律の規定を準用する。

二項の次に次の二項を加える。
3 人格のない社団等で定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準する期間を定めていないものが法人税法第七条第二項の規定による申告を政府にしない場合にあっては、当該入会料等を課税する。

第六十九条に次の二項を加える
5 法人でない社団又は財團で代
者又は管理人の定のあるものに
いて前項の規定の適用がある場
においては、その代表者又は管
人がその訴訟行為につき当該法

財益事業をやめ、(三)税社団又は財團で収益事業を廃止したものの
を含む。(以下事業税について「人
格のない社団等」といふ。)は、法
人とみなして、本節中法人に與す
る規定をこれに適用する。

課することができない。
第七十二条の五の次に次の二条を
加える。
（清算中の所得についての各事業
年度の所得に対する事業税の非課

第七十二条の十に次の二項を加える。
3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社

でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法の規定を準用する。

3 外国法人のこの法律の施行地に
事務所又は事業所を設けないで行
う事業については、事務所又は事
業所に準ずるもので政令で定める
場所がある場合に限り、当該場所
をもつて事務所又は事業所とみな

第七十二条の五の一 道府県は、法人(前条第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除く。)の清算中に生じた所得に対するは、各事業年度の所得に対する

3 法人でない社団又は財団で代
者又は管理人の定のあるものに
いて前項の規定の適用がある場
においては、その代表者又は管
人がその訴訟行為につき当該法
人によるものと認定する。

して、事業税を課する。
第七十二条に次の二項を加える。
第二項の収益事業の範囲は、政
令で定める。

る事業税を課することができな
い。ただし、清算中の法人が継続
し、又は合併により消滅した場合
におけるその清算中に生じた所得
については、この限りでない。

てかしの臣又は財団で代表する
管理人の定のあるものを代表す
る場合の刑事訴訟に関する法
の規定を準用する。

六　　外国法人で法人税法第四条第五号の規定により法人税を課されないもの
第七十二条の五第一項に次の一号を加える。

第一項各号に掲げる法人」を「第七十二条の五号に掲げる法人」、「第一項各号に掲げる法人」、「人格のない社団等及び外国法人」に改める。

二十一号とし、第十九号の次に次
一號を加え、同項を同条第七項と
る。

二十 公衆浴場業（政令で定め）
公衆浴場業を除く。)

八 外国法人で法人税法第五条第一項第八号の規定により収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課されないも

い社團等の管理人を含む。以下第七十二条の十二項の十二項、第七十二条の三十七、第七十二条の六十第一項及び第五項、第七十二条の六十四第二項、第七十二条の六十九第四項並び

を除く)、輸出水産業組合」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十二条の二十に次の二項を加える。

2 前項の者が鉱物の掘採事業に係る所得と精鑑事業に係る所得とを区分することができる場合においては、当該者の精鑑事業に係る事業の課税標準とすべき所得は、同項の規定にかかわらず、その区

分して計算した所得とする。

3 前項の場合においては、その区分計算の方法について、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う者については、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

4 第七十二条の二十一第三項中「一月に満たないときは一月とし、」を削り、「切り捨てる。」を、「一月とす」と改める。

第五十二条の二十二第一項各号列記以外の部分中ただし書を削り、同項第一号中「地方鉄道事業、軌道事業」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 その他の事業を行ふ法人

特別法人 所得及び清算所得の百分の八

その他の法人 所得のうち年五千万円以下の金額の百分の八

所得のうち年百万円をこえる金額及び清算所得の百分の十

第七十二条の二十二第三項中

「、「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。」を「五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、

「年百万円」とあるのは「百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とす

る。」に改め、同条第四項第八号中「漁業生産組合」の下に「(当該組合の事業に從事する組員に対し俸給、賃料、賞金、賞与その他これら性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加え、「及び水産業協同組合共済会」を、「水産業協同組合共済会及び輸出水産業組合」に改め、同項第九号中「森林組合」の下に「(森林法第八十六条第二項に規定する生産組合で、その事業に從事する組員に対し俸給、賃料、賞金、賞与その他これら性質を有する給与を支給するものを除く。)」を加える。

第七十二条の二十二第六項第一号を次のように改める。

一 第一種事業を行ふ個人

所得から前条に規定する額を控除した金額(以下「課税所得金額」という。)のうち年五千万円以下の金額の百分の六

中「第七十二条第五項」を「第七十二条第七項」に改め、同条第八項を同第十項とし、同条第七項中「前項」

を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて第一種事業を行ふ個人の前項の所得は、第七十条の五十四の規定により関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

三 又は事業所を設けて第一種事業の規定の適用について前項の規定の適用については、同号中の規定の適用については、同号中「年五十万円」とあるのは「五十万円に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

四 第七十二条の二十三中「清算中」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人以外の法人の清算申中」に改める。

五 第七十二条の二十六第七項及び第七十二条の二十七第三項中「第七十二条の五第一項各号」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等」に改める。

六 第七十二条の二十九第一項中「その合併法人」を「第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び外国法人を除くものとし、これらの法人以外の清算中の法人の合併法人」に、「第七十二条の十三第四項」を「第七十二条の十三第五項」に改める。

七 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて地方鉄道事業又は軌道事業とこれらのこと業以外の事業をあわせて行う場合を除き、」を削り、

同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

八 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて地方鉄道事業又は軌道事業とこれらのこと業以外の事業をあわせて行う場合を除き、」を削り、

同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

九 第七十二条の四十五第二項中「提出したときは、」の下に「詳偽その他不正の行為により事業税を免かれた法人が政府又は道府県知事の調査により第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の規定による更正又は決定があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除くほか、」を加える。

十 第七十二条の四十八第一項中「年五十万円をこえる部分」を「年五十万円をこえる部分(当該法人の事業年度が一年に満たない場合においては、第七十二条の二十二第三項の規定を適用して計算した金額。以下本項において同じ。)」を加える。

十一 第七十二条の五十五中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

十二 第七十二条の五十四第二項中「その所得」の下に「(第七十二条の二十六項の規定により、異なる税率を適用される所得があるときは、その異なる税率を適用される所得ごとに区分した所得とする。以下本条において同じ。)」を加える。

十三 第七十二条の三十五第一項中「その規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその

定があるものにあつては、管理人とあわせて行う場合を除き、」を削り、

同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

十四 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて地方鉄道事業又は軌道事業とこれらのこと業以外の事業をあわせて行う場合を除き、」を削り、

同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

十五 法人が二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて地方鉄道事業又は軌道事業とこれらのこと業以外の事業をあわせて行う場合を除き、」を削り、

同条第七項中「前四項」を「前五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

十六 第七十二条の五十第一項中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

十七 第七十二条の五十四第二項中「その所得」の下に「(第七十二条の二十六項の規定により、異なる税率を適用される所得があるときは、その異なる税率を適用される所得ごとに区分した所得とする。以下本条において同じ。)」を加える。

十八 第七十二条の五十五中「所得税法第九条第三号」を「所得税法第九条第一項第三号」に改める。

十九 第七十二条の六十一に次の二項を加える。

二十 人気のない社団等について前項

の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその

訴訟行為につき当該人格のない社

(第二百九十四条第二項において法
人とみなされるものの管理人及び法
人でない社団又は財団で代表者又は
管理人の定のあるものの代表者又は
管理人を含む。以下第三百一条第二
項、第三百五条第二項、第三百九十三条
第二項、第三百二十四条第五項、第
三百三十二条第四項及び第三百三十
三条第二項において同じ。)に改め、
同条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表
者又は管理人の定のあるものにつ
いて前項の規定の適用がある場合
においては、その代表者又は管理
人がその訴訟行為につき当該法人
でない社団又は財団で代表者又は
管理人の定のあるものを代表する
ほか、法人を被告人又は被疑者と
する場合の刑事訴訟に関する法律
の規定を準用する。

第三百一条に次の一項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表
者又は管理人の定のあるものにつ
いて前項の規定の適用がある場合
においては、その代表者又は管理
人がその訴訟行為につき当該法人
でない社団又は財団で代表者又は
管理人の定のあるものを代表する
ほか、法人を被告人又は被疑者と
する場合の刑事訴訟に関する法律
の規定を準用する。

第三百三条第二項及び第三百四条
中「第二百九十四条第一号」を「第一
百九十四条第一項第一号」に改める。
第三百五条に次の一項を加える。

法人でない社団又は財団で代表
者又は管理人の定のあるものにつ
いて前項の規定の適用がある場合

においては、その代表者又は管理人でその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表する者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百七条第一項中「支払をしてゐる者」の下に「(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下市町村民税について同じ。)」を加える。

第三百九条に次の二項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百十一条第一項中「第二百九十四条第一号」に改める。

第三百十二条第一項中「第二百九十四条第三号」を「第二百九十四条第一項第三号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法人(次項及び第五項に掲げるものを除く。)の均等割の税率は、第三百二十二条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

税標準の算定期間又は「第三項の法人税額の課税標準の算定期間又は第四項若しくは前項に規定する」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法人税法第四条の法人及び同法第五条第一項の法人で均等割のみを課されるもの(「法人税法第四条の法人等」という。以下第三百二十二条の八第六項において同じ。)並びに法人でない社団又は財团で代表者又は管理人の定のあるものの均等割の税率は、均等割額の算定期間(前年四月から三月までの間とする。)の末日現在における税率による。

5 解散した法人の均等割の税率は、均等割額の算定期間(法人税法第二十二条の二第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割と合算して課する均等割額の算定期間(前年四月から三月までの間とする。)の末日現在における税率による。

項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在、同条第二項の規定によつて申告納付するものにあつては解散又は合併の日現在における税率による。

第三百十三条第五項を同条第七項とし、同条第二項から第四項までを次のように改める。

額五万円以下の金額	百分の二
二十万円をこえる	百分の三
五十万円をこえ	百分の四
六十万円をこえ	百分の五
七十万円をこえ	百分の六
八十万円をこえ	百分の七
九十五万円をこえ	百分の八
一百万円をこえ	百分の九
一百一十五万円をこえ	百分の十
一百三十万円をこえ	百分の十一
一百四十万円をこえ	百分の十二
一百五十万円をこえ	百分の十三
一百六十万円をこえ	百分の十四
一百七十万円をこえ	百分の十五
一百八十万円をこえ	百分の十六
一百九十万円をこえ	百分の十七
二百万円をこえ	百分の十八
二百一十万円をこえ	百分の十九
二百二十万円をこえ	百分の二十
二百三十万円をこえ	百分の二十一
二百四十万円をこえ	百分の二十二
二百五十万円をこえ	百分の二十三
二百六十万円をこえ	百分の二十四
二百七十万円をこえ	百分の二十五
二百八十万円をこえ	百分の二十六
二百九十万円をこえ	百分の二十七
三百萬円をこえ	百分の二十八
三百二十万円をこえ	百分の二十九
三百三十万円をこえ	百分の三十
三百四十万円をこえ	百分の三十一
三百五十万円をこえ	百分の三十二
三百六十万円をこえ	百分の三十三
三百七十万円をこえ	百分の三十四
三百八十万円をこえ	百分の三十五
三百九十万円をこえ	百分の三十六
四百萬円をこえ	百分の三十七
四百二十万円をこえ	百分の三十八
四百三十万円をこえ	百分の三十九
四百四十万円をこえ	百分の四十
四百五十万円をこえ	百分の四十一
四百六十万円をこえ	百分の四十二
四百七十万円をこえ	百分の四十三
四百八十万円をこえ	百分の四十四
四百九十万円をこえ	百分の四十五
五百萬円をこえ	百分の四十六
五百二十万円をこえ	百分の四十七
五百三十万円をこえ	百分の四十八
五百四十万円をこえ	百分の四十九
五百五十万円をこえ	百分の五十
五百六十万円をこえ	百分の五十一
五百七十万円をこえ	百分の五十二
五百八十万円をこえ	百分の五十三
五百九十万円をこえ	百分の五十四
六百萬円をこえ	百分の五十五
六百二十万円をこえ	百分の五十六
六百三十万円をこえ	百分の五十七
六百四十万円をこえ	百分の五十八
六百五十万円をこえ	百分の五十九
六百六十万円をこえ	百分の六十
六百七十万円をこえ	百分の六十一
六百八十万円をこえ	百分の六十二
六百九十万円をこえ	百分の六十三
七百萬円をこえ	百分の六十四
七百二十万円をこえ	百分の六十五
七百三十万円をこえ	百分の六十六
七百四十万円をこえ	百分の六十七
七百五十万円をこえ	百分の六十八
七百六十万円をこえ	百分の六十九
七百七十万円をこえ	百分の七十
七百八十万円をこえ	百分の七十一
七百九十万円をこえ	百分の七十二
八百萬円をこえ	百分の七十三
八百二十万円をこえ	百分の七十四
八百三十万円をこえ	百分の七十五
八百四十万円をこえ	百分の七十六
八百五十万円をこえ	百分の七十七
八百六十万円をこえ	百分の七十八
八百七十万円をこえ	百分の七十九
八百八十万円をこえ	百分の八十
八百九十万円をこえ	百分の八十一
九百萬円をこえ	百分の八十二
九百二十万円をこえ	百分の八十三
九百三十万円をこえ	百分の八十四
九百四十万円をこえ	百分の八十五
九百五十万円をこえ	百分の八十六
九百六十万円をこえ	百分の八十七
九百七十万円をこえ	百分の八十八
九百八十万円をこえ	百分の八十九
九百九十万円をこえ	百分の九十
一千萬円をこえ	百分の十

三万円以下の金額	百分の二
三万円をこえる	百分の三
八万円をこえる	百分の四
二十万円をこえ	百分の五
四十万円をこえ	百分の六
る金額	

六十万円をこえ る金額	百分の七
八十万円をこえ る金額	百分の八
百六十万円をこえ る金額	百分の九
百四十万円をこえ る金額	百分の八
百八十万円をこえ る金額	百分の九
二百七十万円をこえ る金額	百分の十六
三百八十万円を こえる金額	百分の二十
五百八十万円を こえる金額	百分の二十四

百分の十三
百分の十一
百分の九
百分の八

百分の二十一
百分の二十二
百分の二十三
百分の二十四

百分の二十二
百分の二十三
百分の二十四
百分の二十五

百分の二十三
百分の二十二
百分の二十一
百分の二十

百分の二十二
百分の二十一
百分の二十
百分の十九

百分の二十一
百分の二十
百分の十九
百分の十八

百分の二十
百分の十九
百分の十八
百分の十七

百分の十九
百分の十八
百分の十七
百分の十六

百分の十八
百分の十七
百分の十六
百分の十五

百分の十七
百分の十六
百分の十五
百分の十四

百分の十六
百分の十五
百分の十四
百分の十三

百分の十五
百分の十四
百分の十三
百分の十二

百分の十四
百分の十三
百分の十二
百分の十一

百分の十三
百分の十二
百分の十一
百分の十

百分の十二
百分の十一
百分の十
百分の九

百分の十
百分の九
百分の八
百分の七

百分の九
百分の八
百分の七
百分の六

百分の八
百分の七
百分の六
百分の五

百分の七
百分の六
百分の五
百分の四

百分の六
百分の五
百分の四
百分の三

百分の五
百分の四
百分の三
百分の二

百分の四
百分の三
百分の二
百分の一

百分の三
百分の二
百分の一
百分の零

百分の二
百分の一
百分の零
百分の零

百分の一
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零
百分の零
百分の零
百分の零

百分の零

<tbl_r cells="1" ix="2"

よつて申告納付すべき當該事業年度分の法人税割の課税標準となる。法人税額から、当該法人税額を限度として、還付を受けた法人税額を控除したものとする。この場合において、控除する法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

第三百二十一條の八第六項中「法人税法第四条の法人」を「法人税法第四条の法人等」に、「前年四月から三月までの間」を「第三百十二条第四項まで」と改め、同条第七項中「第二項から六項まで」を「第一項から第四項まで」に改める。

第三百二十二条の十三第二項中「第三百二十二条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間に中に於いて有する関係市町村内ごとの事務所又は事業所」を「関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間ににおいて有する事務所又は事業所」に改め、「当該期間」の下に「(第三百二十二条の八第一項の規定によつて申告納付する法人税割の課税標準があつては法人税額の課税標準の算定期間、同条第二項の規定によつて申告納付する法人税割の課税標準たる法人税額にあつては解散した法人又は合併により消滅した法人の解散又は合併の日の属する事業年度とする。以下本項において同じ。)」を加え、「当該課税標準の算定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項に定めるものほか、法

人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総理府令で定める。

第三百二十四条に次の二項を加える。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百四十九条の三第十一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「主として遠洋区域を航行する船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又は『及び船舶又は』を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第三百三十二条第一項中「第三百二十二条の四第一項」を「第三百二十二条の四第一項から第三項まで」に改める。

第三百三十二条に次の二項を加える。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百三十二条第一項を同条第十二項とし、同条第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「主として遠洋区域を航行する船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又は『及び船舶又は』を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第三百四十九条の四第一項中「及び第七項」の下に「並びに次条を、本条」の下に「及び次条」を加え、同条同項の表を次のよう改める。

市町村の区分	人口五千人未満の町村	人口五万人以上
人口五千人未満の町村	二億円	
人口五万人以上		人口六千人未満の場合にあつては二億三千五百円に人口千人を増すごとに三千万円を加算し
万人未満の市町村		人口一万一千人未満の場合にあつては三億六千五百円に人口千人を増すごとに千五百円を加算した額

6 主として遠洋区域を航行する船舶で総理府令で定める規格に適合するもの又は『及び船舶又は』を削り、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

第三百四十九条の四第一項中「及び第七項」の下に「並びに次条を、本条」の下に「及び次条」を加え、同条同項の表を次のよう改める。

市町村の区分	人口五千人未満の町村	人口五万人以上
人口五千人未満の町村	二億円	
人口五万人以上		人口六千人未満の場合にあつては二億三千五百円に人口千人を増すごとに三千万円を加算し
万人未満の市町村		人口一万一千人未満の場合にあつては三億六千五百円に人口千人を増すごとに千五百円を加算した額

(新設大規模償却資産に対する固定資産収入見込額)といふ。以下本項の下に「及び次条」を、「前年度の基準財政需要額」という。以下本項の下に「及び次条」を加え、「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項に定めるものほか、法

第三百三十三条に次の二項を加える。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものについて前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人の定のあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百三十三条に次の二項を加える。

第三百四十九条の四第二項中「基準財政収入見込額」という。以下本項の下に「及び次条」を、「前年度の基準財政需要額」という。以下本項の下に「及び次条」を加え、「百分の百二十」を「百分の百三十」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項に定めるものほか、法

昭和三十二年四月八日 参議院会議録第二十四号

(以下本条において「第三次新設大規模償却資産」という。)にあ

ついて必要な事項は、政令で定め
る。

をあわせて」の新設大規模償却資産とみなす。
2、新設大規模償却資産に対しても課する第一適用年度から五年度分の

3 前項の場合において、一の市町村の区域内にそれぞれ二以上の第

2 固定資産税額（第三百六十四条）

前項の場合において、一の市町村の区域内にそれぞれ二以上の第一次新設大規模償却資産、第二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産があるときは、それぞれの新設大規模償却資産ごとに、当該新設大規模償却資産の

2 固定資産税額（第三百六十四条）
第八項の規定によつて都市計画税額をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。が市町村の条例で定める金額以下であるものに

ない。この場合においては、第三項の固定資産に対し課する固定資産税及び同項の固定資産以外の固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれ一の地方税とみなして、国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十号）の規定を適用する。

については、同条第二項の規定に
かかるわらず、同条第一項の表の下
欄に掲げる金額を、それぞれ基準財
政収入見込額が前年度の基準財
政需要額より当該各号に属する割合

うち価額の低いものから順次当該市町村の債額を限度として、当該市町村の前条第二項から第四項までの規定の例によつて算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要

ついては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいすれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

に達することとなるように増額して同項の規定を適用するものとする。

額の、第一次新設大規模償却資産にあつては百分の百八十、第二次新設大規模償却資産にあつては百分の百六十、第三次新設大規模償却資産にあつては百分の百四十に

項とし、同条第三項中「前項」を、第一項又は第五項に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

達することとなるように同条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額するものとする。

の四項を加える。

して「第一次新語大賞候補」を獲得するなど、「産」という。)にあつては、百分の百八十

一の新設大規模償却資産に第一的新設大規模償却資産、第二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産のいずれか二以上がある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模

理府令で定めるものを除く。)に對して課する固定資産税について
は、当該固定資産について第三百九十四条の規定に基いて申告すべ
き者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他のやむを
申告しなかつたこととその他のやむを

の償却資産とがある場合における
当該新設大規模償却資産又は当該

得ない理由があることにより前項の徵稅令書の交付期限までに当該固定資産に係る第三百八十九条第

大規模の償却資産について前条第一項の表の下欄に掲げる金額を増額するための計算方法は、總理府

固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合には、当該通知

令で定める。

が生じた場合には、(1)前項の通知が行われる日までの間に到来する納期において徵収すべき固定資産

前四項に定めるもののほか、新設大規模償却資産に対しても課する固定資産税の課税標準額の算定に

納期において徵収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である

る価格（第三百四十九条の三の規定の適用を受ける固定資産にあっては、当該固定資産の価格にそれぞれ同条各項に定める率を乗じて得た額とし、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定によつて当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。以下第六項第一号において同じ。）を課税標準として仮に算定した額（以下本条において「仮算定税額」という。）の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができる額は、仮算定税額の二分の一に相当する額をこえることができない。

卷之三

は、第二項の規定にかかるらず、第三項の固定資産以外の固定資産と区分して、交付しなければならない。この場合においては、第三項の固定資産に対する課する固定資産税とみなして、国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一条)の規定を適用する。

前項の徵稅令書には、總理府令の定めるところによつて、次の各号に掲げる事項その他必要な事項を記載しなければならない。

一 徵稅令書に記載された第三項の固定資産の課稅標準額及び額は、それぞれ当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課稅標準である価格及びこれを課稅標準として仮に算定した稅額であること。

二 すでに徵收した仮算定稅額が本算定稅額に満たない場合においては、第三百八十九条第一項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足額を徵收し、当該仮算定稅額が本算定稅額をこえる場合には、その過納額を還付し、又は当該納稅義務者の未納に係る地方團体の徵收金に充当すること。

(仮算定稅額に係る固定資産税の賦課の救済)

る固定資産税を徴収されることとなる者は、当該年度において当該者に係る固定資産税の納稅義務がないことにより同項の規定によつて固定資産税を徴収されることとなるものと認める場合又は当該固定資産に係る当該年度分の固定資産税額が仮算定税額に満たないことをとると認める場合においては、同条第五項の徵稅令書の交付を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立をすることができる。

2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の徵稅令書を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の徵稅令書の交付を受けた日とみなす。この場合において、納稅者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とする。

4 第一項の異議の申立に対する市町村長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内にしなければならない。

5 異議の決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から十日以内に、道府県知事に訴願することができる。

6 前項の訴願に対する道府県知事の裁決は、その訴願を受理した日から三十日以内にしなければならない。

7 訴願の裁決に不服がある者は、その裁決の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に出訴することができる。

8 異議の決定又は訴願の裁決は、文書をもつてし、理由をつけて異議の申立をした者又は訴願を提起した者に交付しなければならない。

9 異議の申立又は訴願に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項又は第五項の期間に算入しない。

10 第一項の規定による異議の由立、第五項の規定による訴願の提起又は第七項の規定による出訴が、あつても、固定資産税に係る地方団体の徴収金の徴収は、停止しない。ただし、市町村長は、職権に基づいて、又は關係人の請求によつて必要があると認める場合においては、これを停止することができては、これを停止することができる。

第三百六十八条规定第一項ただし書中「第三百四十九条の四」の下に「又は第三百四十九条の五」を加える。

第三百七十三条第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、第三百六十四条第三項の規定によつて徴収する固定資産税においては、当該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、國稅徵收法第二十四条の規定による公完は、することができない。

第三百八十一條第六項中「第三百四十九条の四」の下に「又は第三百

四十九条の五」を加え、「同条の規定」を「これらの規定」に改める。
第四百八十九条第一項第七号の二中「硫化鉄」の下に「、水銀鉛、石綿及び可燃性天然ガス」を加え、同条同項第八号中「(アルミニウムを含む。)」の下に「及びマグネシウム地金(電解法によるものに限る。)」を加え、同条同項第十三号中「(過りん酸石灰、重過りん酸石灰及び溶性りん肥料、焼成りん肥及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料(化成肥料を含む。)」を「、過りん酸石灰、重過りん酸石灰、溶成りん肥料、焼成りん肥及び焼成りん肥にりん酸液を作用させた肥料(化成肥料を含む。)」に改める。

電気ガス税を課すことができない。

第五百五十二条第一項中「百分の五」を「百分の四」に、「百分の六」を「百分の五」に改める。

「第五百八十五条から第六百十八条まで削除」を「第五百八十五条から第六百六十八条まで 削除」に改める。

第三章第八節を削り、「第九節 市町村法定外普通税」に改める。

第七百条の四第二項中「炭化水素油」の下に「(自動車の内燃機関の使用に供することができる)と認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。」を加える。

第七百条の七中「六千円」を「九千四百円」に改める。

第七百条の二十二第一項及び第四項中「軽油に対応する部分の金額」を「軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項、第四項又は第五項の規定によつて軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、特別徴収義務者の還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日に軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金の納入があつたものとみなして、第十八条第一項の規定を適用する。

第七百三条の二を第七百三条の三とし、第七百三条を第七百三条の二とし、第七百二条第三項中「第七百一条」を「第七百二条」に改め、同条を第七百三条として、「第三節 水利

地盤税等を第四節 水利地盤税、共同施設税及び国民健康保険税に改め、第七百一条の七第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、以下一項ずつ繰り上げ、同条を第七百二条の七とし、第七百一条第二項中「又は第八項」を「第九項、第十項又は第十二項」に改め、同条を第七百二条とし、第七百一条の二を第七百二条の二とし、第七百一条の三を第七百二条の三とし、第七百一条の四を第七百二条の四とし、第七百一条の五を第七百二条の五とし、第七百二条の六に次の一項を加え、同条を第七百二条の六とする。

2 都市計画税額(次条第一項前段の規定によつて固定資産税をあわせて徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいすれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

〔第二節 都市計画税〕を「第三節 都市計画税」に改め、第七百条の五十の次に次の二節を加える。

第二節 入湯税

て正当な理由がないと認めるときは、当該各号に掲げる税額が千円以上である場合にあつては、その税額に、当該各号に掲げる期間に応じ、その期間が一月以内のときは百分の十の割合、二月をこえ三ヶ月以内のときは百分の二十の割合、三月をこえるときは百分の二十五の割合をそれぞれ乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、不申告加算金額が百円未満である場合においては、これを徴収しない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合においては、当該納入申告に係る税額について、その期限の翌日から当該納入申告書の提出の日までの期間

二 前号の規定に該当する場合において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足金額について、前号に規定する期間

三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合においては、当該決定による不足金額について、納入申告書の提出期限の翌日から同条第四項の規定による決定の通知をした日まで

四 前号の規定に該当する場合において、第七百一条の九第三項の規定による更正があつたときは、当該更正による不足金額について、納入申告書の提出期限

3 市町村長は、納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該特別徴収義務者に係る入湯税額について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでなかつたときは、当該納入申告に係る税額の百分の五の割合を乗じて計算した額に相当する額を前項の規定によつて計算した不申告加算金額から減額する。

4 市町村長は、第一項の規定によつて徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定によつて徴収すべき申告加算金額を決定した場合においては、遲滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
(入湯税に係る納入金の重加算金)
第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装しがつ、その隠べいし、又は仮装した事実に基いて納入申告書を提出したときは、市町村長は、同条同項の過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額が二百円以上であるときは、その不足金額に百分の五十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

する理由があるときは、市町村長は、同条同項の不申告加算金額の額が二百円以上であるときは、そなて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

一 前条第二項第一号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装しかつ、その隠べいし、又は仮装した事実を理由として納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

二 前条第一項第二号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装しかつ、その隠べいし、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したこと。

三 前条第二項第三号又は第四号の規定に該当する場合においては、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べいし、又は仮装しかつ、その隠べいし、又は仮装した事実を理由として納入申告書の提出期限までにこれを提出しなかつたこと。

3 市町村長は、前項の規定に該当する場合において納入申告書の提出について前条第三項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定によつて徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。
(違法又は錯誤に係る入湯税に関する更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の敷資)
第七百一十三条の十四 第七百一一条の九
第四項又は第七百一一条の十二第四項若しくは前条第四項の規定によつて更正、決定又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額の決定の通知を受けた者は、当該更正、決定又は過少申告又は錯誤があると認める場合においては、その通知を受けた日から三十日以内に市町村長に異議の申立てをすることができる。
2 前項の規定による異議の申立ては、文書をもつてしなければならない。
3 第一項の通知を郵便をもつて発送した場合において、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、特別徴収義務者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日にしなければならない。

にその上に質権又は抵当権が設定されているものについて新法第十一条の四の規定の適用がある場合

においては、新法第十五条第八項の規定にかかるわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもつて証明したときは、正該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権を担保する債権に對しては、地方税は、先取しない。

(還付に関する規定の適用)
第四条 新法第七十三条の二十七第二項(同法第七十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。)及び第七十条の二十二第七項の規定は、この法律の施行の日以後において還付すべき額について適用する。

(道府県民税に関する規定の適用)
第五条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において準用する事業年度分の道府県民税について適用する。

(道府県民税に関する規定の適用)
第六条 新法第三十二条第二項及び新法第四十条第三項の規定は、昭和三十三年度分の個人の道府県民税から適用する。

2 昭和三十三年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第二項中「百分の八」とあるのは、「百分の七・五」と読み替えるものとする。
第七条 昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以

前の事業年度において、総損金が給益金をこえることとなつたため、この法律による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第五十三条第五項の規定によつて還付された金が給益金をこえることとなつた

当該事業年度直後の事業年度以後の事業年度分の法人税割額を算定していいた法人で、この法律(附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下、附則第二十八条及び第二十九条を除き、同じ。)の施行の際、なお同法同条同項の規定の適用を受けることができる額があるものの昭和三十二年四月一日の属する事業年度以後の事業年度分の法人税割額の算定について新法第五十三条第五項の規定を適用する場合においては、同法同条同項中「還付を受けた法人税額」とあるの

は、「還付を受けた法人税額から地方税法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第一号)による改正前の地方税法第五十三条第五項の規定によって減額された法人税額に対応する法人税額の合計額を控除した額」とする。

(事業税に関する規定の適用)
第八条 法人の昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度分の事業税について、旧法第七十二条の十八第二項の規定によつて、(旧法第七十二条の十八第二項の規定によつて)が適用を受けていたものを除く)が昭和三十二年四月一日以後最初に新法第七十二条の二十六第一項の規定によつて事業税を申告納付する場合においては、同法同条同項

ただし書の規定によつて所得を計算し、当該所得に対する事業税額を申告納付しなければならない。

第十一條 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの並びに漁業生産組合及び森林組合で新法第七十二条の二十二第四項の特別法でないものについては、新法の規定は、これらの法人でない社

日以後に新法第七十二条の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合(新法第七十二条の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。)においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税と

に規定した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、それぞれ当該事業年度又は被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

(輸出水産業組合の昭和三十二年四月一日の属する事業年度分の事業税についての規定の適用)
第十二条 輸出水産業組合の昭和三十二年四月一日の属する事業年度分の事業税について附則第八条の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の所得について新法第七十二条の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

(地方鉄道事業又は軌道事業を行なう法人でその事業年度が六月をこえるもの(昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度分の事業税について、旧法第七十二条の十八第二項の規定によつて)が適用を受けていたものを除く)が昭和三十二年四月一日以後最初に新法第七十二条の二十六第一項の規定によつて事業税を申告納付する場合においては、同法同条同項

ただし書の規定によつて所得を計算し、当該所得に対する事業税額を申告納付しなければならない。

第十四条 新法第七十二条の四十五第二項の規定は、この法律の施行後に新法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額について適用し、この法律の施行前に旧法第七十二条の三十三の規定による修正申告書の提出によつて納付すべき事業税額に係る延滞

十二年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税及び同日以後解散又は合併による清算所得に対する事業税について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なほ従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)
第十六条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の市町村民税について適用する。

(市町村民税についての規定の適用)
第十七条 新法第二百九十一号及び第三百三十三条第一項及び第二項(第七百三十四条第三項中第三百三十三条第一項及び第二項に係る部分を含む。)の規定は、昭和三十三年度分の個人の市町村民税から適用する。

2 昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二号第七号中「五万円」とあるのは「四万七千五百円」と、新法第三百三十三条第一項中「百分の二十一」とあるのは「百分の二十四」とあるのは「百分の二十二」と読み替えるものとする。

第十八条 昭和三十二年度分及び和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三条第一項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

金額については、なほ従前の例による。

第十五条 昭和三十二年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前において地方鉄道事業又は軌道事業を行つた法人の事業税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

(市町村民税についての規定の適用)
第十六条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十二年四月一日以後に開始する事業年度分の市町村民税について適用する。

(市町村民税についての規定の適用)
第十七条 新法第二百九十一号及び第三百三十三条第一項及び第二項(第七百三十四条第三項中第三百三十三条第一項及び第二項に係る部分を含む。)の規定は、昭和三十三年度分の個人の市町村民税から適用する。

2 昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二号第七号中「五万円」とあるのは「四万七千五百円」と、新法第三百三十三条第一項中「百分の二十一」とあるのは「百分の二十四」とあるのは「百分の二十二」と読み替えるものとする。

第十八条 昭和三十二年度分及び和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三条第一項の表は、それぞれ次の表のとおり読み替えるものとする。

和三十一年四月一日の属する事業年度以後の事業年度分の法人税額の算定について新法第三百一十二条の八第五項の規定を適用する場合においては、同法同条同項中「還付を受けた法人税額」とあるのは、「還付を受けた法人税額から地方税法の一部を改正する法律

である場合においては、当該日の属する年(の四月一日の属する年度)から昭和三十二年度までの年度の収入が五をこえないものの昭和三十二年度分以後の固定資産税についても適用する。この場合において、当該償却資産について新法第三百四十九条の五の規定が適用された

昭和三十二年度	昭和三十三年度	昭和三十四年度
三万円以下の金額	百分の二・二	三万円以下の金額
三万円をこえる金額	百分の三	三万円をこえる金額
八万円をこえる金額	百分の三・七	五万円をこえる金額
十五万円をこえる金額	百分の四・五	八万円をこえる金額
三十万円をこえる金額	百分の五・二	十五万円をこえる金額
五十万円をこえる金額	百分の六	二十万円をこえる金額
八十万円をこえる金額	百分の六・七	三十万円をこえる金額
二百二十万円をこえる金額	百分の七・五	五十万円をこえる金額
二百百万円をこえる金額	百分の八・二	八十万円をこえる金額
三百百万円をこえる金額	百分の九	一百万円をこえる金額
五百百万円をこえる金額		一百五十万円をこえる金額
		二百百万円をこえる金額
		二百五十万円をこえる金額
		三百百万円をこえる金額
		四百万円をこえる金額
		五百万円をこえる金額
		百分の九・一
		百分の九・二

三万円以下の金額	百分の二・六	三万円以下の金額	百分の二・一
三万円をこえる金額	百分の三・七	三万円をこえる金額	百分の二・五
七万円をこえる金額	百分の五	四万円をこえる金額	百分の三・五
十二万円をこえる金額	百分の六・四	七万円をこえる金額	百分の三・八
二十万円をこえる金額	百分の八・一	十三万円をこえる金額	百分の四・三
三十五万円をこえる金額	百分の十	十七万円をこえる金額	百分の五・二
五十万円をこえる金額	百分の十二・三	二十五万円をこえる金額	百分の五・八
八十万円をこえる金額	百分の十五	四十万円をこえる金額	百分の七・五
一百二十万円をこえる金額	百分の十八・三	六十万円をこえる金額	百分の七・九
一百六十万円をこえる金額	百分の二十二・五	七十五万円をこえる金額	百分の九・五
一百三十万円をこえる金額	百分の二十一・七	九十万円をこえる金額	百分の十
一百四十万円をこえる金額	百分の十一・八	百十萬円をこえる金額	百分の十一・八
一百七十万円をこえる金額	百分の十二・三	一百四十万円をこえる金額	百分の十二・三
二百萬円をこえる金額	百分の十四・五	一百七十万円をこえる金額	百分の十四・五
二百五十万円をこえる金額	百分の十五・一	二百萬円をこえる金額	百分の十五・一
三百萬円をこえる金額	百分の十八・五	二百五十万円をこえる金額	百分の十八・五
三百五十万円をこえる金額	百分の二十一・七	三百萬円をこえる金額	百分の二十一・七

とすれば、同条同項の第一適用年度が、昭和二十九年度であるものにあつては昭和三十一年度をもつて第五適用年度とし、昭和二十九年度であるものにあつては昭和三十二年度をもつて第三適用年度とし、昭和三十一年度であるものにあつては昭和三十二年度をもつて第二適用年度とし、昭和三十二年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第一適用年度とする。

地方税法の一部を改正する法律
(昭和三十年法律第二百十二号)附則
第二十五項及び第二十六項の規定は、新法第三百四十九条の五の規定の適用を受ける水力発電所の用に供する償却資産(当該償却資産

で前項の規定の適用を受けるもの（を含む。）について、適用しない。
第二十二条 昭和三十二年度分の固定資産税に限り、地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二百十二号）附則第二十二項の規定にかかわらず、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方交付税法第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下本項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について新法第三百四十九条の四第一項若しくは第二項又は第三百四十九条の五の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込

額を加算した額（以下本項において「基準財政収入見込額」という。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額の百分の百三十（新法第三百四十九条の五第二項の第一次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百八十とし、同項の第一次新設大規模償却資産がなく同項の第二次新設大規模償却資産がある市町村については百分の百六十とし、同項の第三次新設大規模償却資産のみがある市町村については百分の百四十とする。）をこえることとなる。昭和二十九年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額（以下本項において「昭和二十九年度の基準財政収入額」という。）の百分の七十に満たないこととなる市町村については、基

百分の二十一・七	百分の二十一・三
百分の十八・五	百分の二・五
百分の十七・八	百分の三・五
百分の十五・一	百分の三・八
百分の十四・五	百分の四・三
百分の十二・三	百分の五・二
百分の十一・八	百分の五・八
百分の十・九	百分の七・五
百分の九・五	百分の七・九
百分の七・九	百分的九・五
百分の六・四	百分的十・九
百分の五・八	百分的十一・八

よりますと、まず住民税では國の減税措置に反対し、現行の税率二十一を三十九年度は二十六に、三十四年度以降は二十八にそれぞれ引き上げようとしたことはあります。実に平年度百五十五億になりますところの増税でございます。

政府は、國の減税措置に伴う府県や市町村の減収について、この引き上げによってこれを補おうといたしております。しかしながら、地方の今回この減収は、もともと地方財政上、独自の理由によって作られた減収ではございません。國の所得税の減税措置に伴うところの税法上、当然起る自動的な結果であります。しかも、この所得税の減税措置は、現内閣の一枚看板としての政治的な施策である以上、税務行政の筋道から言いましても、國民の負担の軽減を真にはかるとする意味から考えましても、國は減税、地方は増税、かくのことき欺瞞的な方法によるのでではなくて、別個の財源措置によって地方の減収を補うことが正しい政治のあり方であると私は信ずるのであります。しかも國の減税を見ますならば、高額所得者には厚く、低額所得者には薄い。その事実を考えましたときに、國の税金に比べまして、はるかに人頭割り的な大衆課税的な性格を持つこの地方税の引き上げに対しましては、二重の意味合いから絶対に反対をいたします。(拍手)

次に、事業税についてでございますが、政府は、個人と中小法人との分について税負担の引き下げを行なつたと言つておりますが、わざかに二名であります。もともと個人事業税のごときは、その納税者の三割以上は、国へ所得税を納める必要のないほど零細な業者に対するかけられた大衆課税であります。これを今回引き下げようとしますことは、あまりにもおそきに失し、あ

まりにも軽きに失しておるとわれわれは考えます。大資本の擁護を任務とする自民党政権が、中小商工業者の窮乏と倒産に対するわが党の追及に追い込まれて、おそまきながら一時を翻塗せんとする処置にすぎないと私は断じざるを得ないのです。(拍手)

固定資産税における改正も、造船利子の補給をようやく打ち切つたとたんに、今回のこの改正によりまして、外航船舶の課税標準の評価を半分に引き下げ、内航船舶についても特例を設けまして、九億に及ぶ減税を行おうとしております。この減税の結果の莫大な金は、海運資本のふところにそのまま流れ込むことは火を見るよりも明らかであります。

一方においては、県民、市民の大多數が負担する住民税を引き上げてまで、財政の窮乏を救わねばならないとするその同じ地方団体のふところから、かくのごとく多額の金を巻き上げてまで、大資本に追隨する理由は少しもないのです。自民党内閣の大資本擁護の政策が、あまりに露骨であるのに、あぜんたらざるを得ません。

三税においてかくのこときでありますが、他の地方税につきましては、一事が万事でござります。今後の電気ガス税の改正にいたしましても、全国の一般家庭の料金の中に含まれておりまする税金分の引き下げではございません。一部の産業会社に対する非課税品目の追加であります。この税目には、それでなくとも、石炭、鋼材あるいはセメント、肥料等二十数品目にわたって業務用の名のものに免税の措置がとられております。その額は、年間百億を突破しております。今日さらに石綿を始め、数品目に免税の範囲を拡大し、製氷会社等に免稅の措置を拡大せんとする改正でございまして、わが党とい

たしましては、むしろこの神武以来の好況時代に、かくのことき免稅措置を一切整理して、一般家庭に含まれておる電気ガス税を引き下げる事が当面の任務であると考えておるのであります。また軽油引取税にいたしましても、三千円の引き上げの結果が、バスその他の乗客を通じて大衆に転嫁されることには明瞭であります。しかもわが国の道路政策の根本的な再検討に関連いたしましても、わが党としては、絶対に賛成することはできません。

本院の地方行政委員会におきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、さらに衆議院の引き下げに追加した引き下げの修正案が提出されました。多數でこれが通りました。一千円の政府原案よりの引き下げは、引き下げとしての意味はあることは思いますが、これまたこの引き上げに対しては反対をいたすものであります。

最後に、遊興飲食税についてであります。政府は芸者の花代に対する税金分を三〇%から一五%に一擧に半分に引き下げました。同時に大衆飲食につきましては三百円から五百円、旅館の宿泊につきましては八百円から千円までのいわゆる大衆料金に対しては、現行五分の税率を一割に引き上げております。およそ大衆生活に無縁な芸者たの花代に対する税金を引き下げ、大衆生活に直結する飲食宿泊の税金を引き上げるところに、現岸内閣の階級的な性格がはつきりといたしておると思ひます。(拍手)

以上、私はおもなる税目につきまして、その個々の検討をいたしましたが、総括して申し上げますならば、政

には地方税は引き下げたと言つております。しかしその内容を分析するならば、大衆収奪の強化と一部の資本家の利益の奉仕、この二つを土台として組み立てられた改悪案であります。が党は、今回の改正については絶対に反対をいたすものであります。(拍手)

次に、反対する第二の点は、この改正が地方財政全体に対し及ぼす影響についてであり、特にかかる改正を強行しようとする政府の基本的な政策に関連してであります。今、地方財政は神武以来の赤字をしょって、押しつぶされようといたしておることは御存じの通りであります。幸い三十二年度には、国の税の伸びと並んで七百十億を突破する税の自然増が予想されておりまして、行政水準の引き上げ、地方債の処理など、当面の地方問題を解決する絶好の機会であると書かれております。かかるに政府は、三十二年度の地方財政計画の策定に当りましては、これら懸案事項の解決はそのまま放置しておいて、この地方税の自然増に藉口して、国から当然地方に支給すべき諸種の元利補給二百億になんなんとするものを、ほおかむりいたしております。しかも国の所得税の減税措置に伴う地方交付税の減収約三百四、五十億に対しましては、わざかに交付税率の一%の引き上げ、すなわち七十二億で打ち切つております。それでなくとも、三十一年度の各地方団体は、政府の一千億積極施策の影響を受けまして、補助事業、公共事業などの地方負担分の増加は、今や二百億を突破しようといたしておりまして、せつかくの自然増は、かぐのことき國からのしわ寄せによって、その大半が食いつぶされようとしたしておるのであります。しかも、かかる事情の上に、今回の地方税の改正によりまして、地方は譲与

税、目的税を含めまして、さらに平
年度百三十億の減収を押しつけられる
結果となるのであります。知事会、市
長会等の主張するように、たゞこ消費
税の分与率を引き上げることなどの方
策によりまして、減税財源を補てんし
ない限り、地方財政の現状を無視し
た、無責任きわまる地方税の改正であ
ると言わなければなりません。しか
も、問題であることは、なぜ政府は、
かかる施策、かかる改正を強行しようと
しているかの一点であります。一言に
して言うならば、政府は三十二年度の
国の予算を温存するために、地方にし
わ寄せをしているのが、この現状であ
ると考えます。政府は、吉田内閣以
来、四代にわたりまして、再軍備の強
化と資本の蓄積に偏重した予算を組ん
で来ましたが、今度の国家予算もまた
同じ本質を持っておりることは、わ
が党の同僚議員がしばしば追及した通
りであります。この政府のやり方に對
し、高まりつつある国民大衆の不満を
押えるために、三十二年度の予算編成
に当りましたては、一方では再軍備と資
本の蓄積、他方に減税と積極施策とい
う、限られた予算の中では相矛盾す
る二つの要素を同時に実行しなければ
ならない窮地に政府は追い込まれた
のであります。この窮地を切り抜ける
ためには、國の財源をできるだけ保持
する方法をとらねばならぬ。そのため
には地方に回す財源を極度に切り詰
め、國の責任分までも地方に転嫁させ
るところの、すなわち地方財政にしわ
寄せをさせるところの地方財政計画を
策定せざるを得なかつたのであります。
地方税の今回の改正も、政府のか
かる施策の一環としてのものにすぎな
いことは、私の言うまでもないところ
であります。

の重点施策たる道路の画期的整備のため、国道、指定府県道とあわせて一般地方道路整備の必要性について、十二分の認識を有し、その実現の一日も早くらんことを望んでやまないものであります。しかも、すでに三十二年度予算の成立に伴い、地方財政計画も一応策定を終えておりまする段階にあることを思いまして、院議の尊重と、揮発油税との均衡その他彼此較量、勘案いたしまして、修正案の通り、税額一千円課税につき二千円引き上げの八千円課税に修正するを妥当と認めるものであります。しかしながら、政府はこの際、荒廃せるわが国道路の整備財源を、主として現在の自動車関係者の負担にのみ依存せしめんとするがごとき態勢に無理のあることにつきまして、深く反省すべきであると同時に、さらに本税に關しましては、軽油消費の実勢並びに徵税の実情等をつまびらかに検討いたされまして、将来なお本税を地方税として存続せしむるが是であるか、あるいはまたこれを国税として、その税額を地方に譲与税として譲与するが適当であるかについて、検討することを望むものであります。

第五に、電気ガス税は簡単なようですが、問題を多く含んでおるのであります。料金の地域的不均衡、基礎的産業の保護育成を市町村税たる本税の免税にかかるしむる点等、根本的に検討すべきものがあると思うのでござりますが、新基盤産業の奨励と漁民保護の趣旨によつて、今回はその非課税の範囲をさらに拡充することとしたのでありますし、現状やむを得ないことであると存するのであります。私はこの趣旨は、当然、漁民同様、零細なる農業者あるいはその団体の生産する農畜産物等にも免稅の恩恵を及ぼすべき

理となるものと存じまして、将来における検討を要望したいのであります。これを要するに、今回の地方税法の改正は、国税については所得税の大額減税を断行せること、地方税においては、経済界の好況等に伴う普通税における自然増収見込み額約六百七十五億余円中、地方税負担の均衡をはかつて税制改正を行なう結果、約百三億円の減収となり、差引五百七十二億余円の自然増収をもって、地方団体の自主財源の強化に資することを根幹とするものであります。従つて本改訂における改正も、またそれ適当と認めるものであります。従つて本改正是、人件費、公債償還費の累増等、義務的経費の増加にあえぎつつも、地方自治の根幹たる地方財政の再建と、地方団体の使命とする行政の水準維持向上のため、日夜たゆまざる努力を傾倒しつつある地方団体の現状に即応せるものと言ふべきであります。

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 中小企業団体法案、
中小企業組織法案及び中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理
に関する法律案(趣旨説明)

一、日程第二 公衆衛生修学資金貸与法案

一、日程第三 結核予防法の一部を改正する法律案

一、日程第四 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第五 社会福祉事業等の施設に関する措置法案

一、地方税法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議員	森 八三一君	議長	松野 鶴平君
前田 久吉君	宮城タマヨ君	副議長	寺尾 豊君
竹下 豊次君	常岡 一郎君		
廣瀬 久忠君	村上 義一君		
川口爲之助君	武藤 常介君		
北 豊太郎君	島村 軍次君		
鹿島守之助君	岸 良一君		
伊能繁次郎君	石井 桂君		
梶原 茂嘉君	加藤 正人君		
奥 かめお君	加賀山之雄君		
有馬 英二君	堺 末治君		
近藤 鶴代君	苦米地英俊君		
佐藤 尚武君	上林 忠次君		
西川甚五郎君	藤野 繁雄君		
森田 義衛君	谷口弥三郎君		
本多 市郎君	杉山 昆作君		
成田 一郎君	仲原 善一君		
前田佳都男君	堀本 宜實君		
手島 栄君	松村 秀造君		
柴田 栄君	鈴木 万平君		
	大谷藤之助君		

大沢	高橋	永野	田中	安井	野本	最上	三浦	木内	植竹	黑川	中山	小林	松平	井上	吉江	西田	吉江	高野	青山	木島	虎鹿寺	久藏君	雨森	常夫天	重政		
雄一君	護君	衛君	謙君	品吉君	英子君	義男君	四郎君	春彦君	武雄君	壽彦君	英三君	勇雄君	清一君	信二君	勝保君	義隆君	佐野	正一君	秋山俊	石原幹市郎君	岩沢	忠恭君	常君	久常君	徳磨君		
護君	謙君	品吉君	英子君	義男君	四郎君	春彦君	武雄君	壽彦君	英三君	勇雄君	清一君	信二君	勝保君	義隆君	佐野	正一君	秋山俊	一郎君	原幹市郎君	忠恭君	常君	久常君	徳磨君	常君	久常君		
一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君	一君		
田中	藤田	中田	近藤	山本	久保	森	森	相澤	大矢	宮澤	吉江	松平	井上	吉江	西田	吉江	佐野	後藤	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	
田中	藤田	中田	近藤	山本	久保	森	森	相澤	大矢	宮澤	吉江	松平	井上	吉江	西田	吉江	佐野	後藤	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	
松本治一郎君	吉雄君	武君	元治君	重明君	守義君	順造君	一男君	祐一君	亨弘君	祐一君	廣君	佐野	後藤	吉江	西田	吉江	佐野	後藤	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	
一郎君	准君	信一君	經勝君	等君	正君	康麿君	順造君	一男君	壽一君	智君	祐一君	佐野	後藤	吉江	西田	吉江	佐野	後藤	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	吉江	
三木	加藤	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	岡	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	大野	
治朗君	シヅエ君	千葉	柴谷	占部	北村	林田	杉原	木村	大野	寺本	青柳	西郷	寺本	廣作君	秀夫君	秀夫君	伊能	芳雄君	芳雄君	芳雄君	芳雄君	芳雄君	芳雄君	芳雄君	芳雄君	芳雄君	
一郎君	准君	要君	秀男君	剛君	正治君	暢君	荒太君	鶴太郎君	吉野	西郷	青柳	吉野	寺本	廣作君	秀夫君	秀夫君	小澤久太郎君	ハル君	西岡	稻浦	勝俣	敏夫君	穂波	勝俣	敏夫君	穂波	勝俣

東市川	房枝君	荒木正三郎君
岩間	鮎川義介君	鮎川
竹中	横川正市君	横川
北條	大竹平八郎君	大竹平八郎君
千田	天坊裕彦君	天坊
湯山	一君	一君
坂本	鈴木加瀬君	鈴木加瀬
安部	完君	完君
海野	阿部竹松君	阿部竹松君
小林	清美君	清美君
永岡	三朗君	三朗君
羽生	勇君	勇君
佐多	昭君	昭君
内村	幸平君	幸平君
高田	光治君	光治君
なほ子君	三七君	三七君
君	忠隆君	忠隆君
羽生	清次君	清次君
佐多	永井勝次郎君	永井勝次郎君
内村	岸信介君	岸信介君
厚生省公衆	池田勇人君	池田勇人君
衛生局長官	水田三喜男君	水田三喜男君
中小企業厅	田中伊三次君	田中伊三次君
振興部長	坂根哲夫君	坂根哲夫君
厚生政務次官	山口正義君	山口正義君
公正取引委員会事務局長	奥野誠亮君	奥野誠亮君
自治庁税務部長	中垣國男君	中垣國男君
公正取引委員会事務局長	横田正俊君	横田正俊君
厚生省公衆衛生局長官	今井善衡君	今井善衡君
中小企業厅振興部長	のみを	のみを

明治二十五年三月二十一日第三種郵便物認可

理となるものと存じまして、将来における検討を要望したいのであります。これを要するに、今回の地方税法の改正は、国税については所得税の大幅な減税を断行せること、地方税においては、経済界の好況等に伴う普通税における自然増収見込み額約六百七十五億余円中、地方税負担の均衡をはかつて税制改正を行ふ結果、約百三億円の減収となり、差引五百七十二億余円の自然増収をもつて、地方団体の自主財源の強化に資することを根幹とするものでありますし、普通税以外の税目における改正も、またそれぞれ適当と認めるものであります。従つて本改正は、人件費、公債償還費の累増等、義務的経費の増加にあえぎつつも、地方自治の根幹たる地方財政の再建と、地方団体の使命とする行政の水準維持向上のため、日夜ゆきまさる努力を傾倒しつつある地方団体の現状に即応せるものと言ふべきであります。

<p>○本日の会議に付した案件</p> <p>一、日程第一 中小企業団体法案、 中小企業組織法案及び中小企業組織法の施行に伴う関係法律の整理 に関する法律案(趣旨説明)</p> <p>一、日程第二 公衆衛生修学資金貸与法案</p>																																																																																
<p>一、日程第三 結核予防法の一部を改正する法律案</p>																																																																																
<p>一、日程第五 社会福祉事業等の施設に関する措置法案</p>																																																																																
<p>一、日程第四 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案</p>																																																																																
<p>一、日程第六 地方税法の一部を改正する法律案</p>																																																																																
<p>出席者は左の通り。</p>																																																																																
<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">議員</td> <td style="text-align: center;">議長</td> <td style="text-align: center;">副議長</td> <td style="text-align: center;">寺尾</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">森 八三一君</td> <td style="text-align: center;">宮城タマヨ君</td> <td style="text-align: center;">松野 鶴平君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前田 久吉君</td> <td style="text-align: center;">常岡 一郎君</td> <td style="text-align: center;">鷲原 勝太郎君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">竹下 豊次君</td> <td style="text-align: center;">村上 義一君</td> <td style="text-align: center;">島村 武藤</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">廣瀬 久忠君</td> <td style="text-align: center;">常介君</td> <td style="text-align: center;">島村 軍次君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">川口爲之助君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">岸 石井</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北 勝太郎君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">桂君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">鹿島守之助君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">加藤 正人君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">伊能繁次郎君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">加賀山之雄君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">梶原 茂嘉君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">堀 未治君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">奥 むめお君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">苦米地英俊君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">有馬 英二君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">上林 忠次君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">近藤 鶴代君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">藤野 繁雄君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">成田 一郎君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">谷口弥三郎君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">前田佳都男君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">松村 秀透君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">森田 義衛君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">鈴木 万平君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本多 市郎君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">仲原 善一君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">佐藤 尚武君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">堀本 宜實君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">西川 甚五郎君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">杉山 昌作君</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">柴田 栄君</td> <td></td> <td style="text-align: center;">大谷藤之助君</td> <td></td> </tr> </table>	議員	議長	副議長	寺尾	森 八三一君	宮城タマヨ君	松野 鶴平君		前田 久吉君	常岡 一郎君	鷲原 勝太郎君		竹下 豊次君	村上 義一君	島村 武藤		廣瀬 久忠君	常介君	島村 軍次君		川口爲之助君		岸 石井		北 勝太郎君		桂君		鹿島守之助君		加藤 正人君		伊能繁次郎君		加賀山之雄君		梶原 茂嘉君		堀 未治君		奥 むめお君		苦米地英俊君		有馬 英二君		上林 忠次君		近藤 鶴代君		藤野 繁雄君		成田 一郎君		谷口弥三郎君		前田佳都男君		松村 秀透君		森田 義衛君		鈴木 万平君		本多 市郎君		仲原 善一君		佐藤 尚武君		堀本 宜實君		西川 甚五郎君		杉山 昌作君		柴田 栄君		大谷藤之助君	
議員	議長	副議長	寺尾																																																																													
森 八三一君	宮城タマヨ君	松野 鶴平君																																																																														
前田 久吉君	常岡 一郎君	鷲原 勝太郎君																																																																														
竹下 豊次君	村上 義一君	島村 武藤																																																																														
廣瀬 久忠君	常介君	島村 軍次君																																																																														
川口爲之助君		岸 石井																																																																														
北 勝太郎君		桂君																																																																														
鹿島守之助君		加藤 正人君																																																																														
伊能繁次郎君		加賀山之雄君																																																																														
梶原 茂嘉君		堀 未治君																																																																														
奥 むめお君		苦米地英俊君																																																																														
有馬 英二君		上林 忠次君																																																																														
近藤 鶴代君		藤野 繁雄君																																																																														
成田 一郎君		谷口弥三郎君																																																																														
前田佳都男君		松村 秀透君																																																																														
森田 義衛君		鈴木 万平君																																																																														
本多 市郎君		仲原 善一君																																																																														
佐藤 尚武君		堀本 宜實君																																																																														
西川 甚五郎君		杉山 昌作君																																																																														
柴田 栄君		大谷藤之助君																																																																														

東市川	房枝君	荒木正三郎君
岩間	正男君	鮎川義介君
竹中	恒夫君	横川正市君
北條	雛八君	大竹平八郎君
千田	正君	天坊裕彦君
湯山	勇君	鈴木一君
坂本	昭君	加瀬完君
安部	清美君	阿部竹松君
海野	三朗君	阿良根登君
小林	幸平君	相馬助治君
永岡	光治君	小酒井義男君
高田	なほ子君	天田勝正君
羽生	三七君	重盛壽治君
佐多	忠隆君	岡田宗司君
内村	清次君	山下義信君
衆議院議員		
國務大臣		
内閣總理大臣		
外務大臣		
大藏大臣		
通商產業大臣		
國務大臣		
政府委員		
内閣官房長官		
公正取引委員会委員長		
公正取引委員會委員長		
自 治 府 稅務部長		
厚生政務次官		
厚生省公衆衛生局長		
中小企業厅		
振興部長		
貢段行誤		
元一五二四常勤労者		
大蔵省印 刷局		
ののみの		
參議院会議録第二十三号中正誤		
ののみを		

昭和三十一年四月八日 参議院会議録第二十四号 地方税法の一部を改正する法律案の重点施策たる道路の長期的整備のた
理となるものと存じまして、将来にお

本日は、これにて散会いたします
午後三時十五分散会

日は、これにて散会い

たします。

8

大漠高橋

橋 次
雄

一君

重政

庸德君

1

東川市

隆

君君

荒木正三

二郎君

四四六

東市川	房枝君	荒木正三郎君
岩間	鮎川義介君	鮎川
竹中	横川正市君	横川
北條	大竹平八郎君	大竹平八郎君
千田	天坊裕彦君	天坊
湯山	一君	一君
坂本	加瀬完君	加瀬
安部	阿部竹松君	阿部
海野	鈴木登君	鈴木
小林	三朗君	三朗君
永岡	勇君	勇君
羽生	昭君	昭君
佐多	清美君	清美君
内村	幸平君	幸平君
高田	光治君	光治君
なほ子君	三七君	三七君
三七君	忠隆君	忠隆君
佐多	清次君	清次君
内村	高田勝正君	高田勝正君
岸	重盛	重盛
信介君	壽治君	壽治君
石田	岡田	岡田
池田	宗司君	宗司君
勇人君	山下	山下
水田	義信君	義信君
三喜男君		
田中		
伊		
三次君		
坂根		
横田		
哲夫君		
奥野		
中垣		
誠亮君		
國男君		
今井		
善衡君		
厚生省公衆	厚生省公衆	厚生省公衆
衛生局長	衛生局長	衛生局長
中小企業厅	中小企業厅	中小企業厅
振興部長	振興部長	振興部長
のみの	のみの	のみの
のみを	のみを	のみを